

No.1 ○豊明市議会定例会6月定例月議会会議録(第4号)

平成25年6月12日

1. 出席議員

1番	川上裕	議員	2番	毛受明宏	議員
3番	近藤千鶴	議員	4番	近藤善人	議員
5番	近藤恵子	議員	6番	藤江真理子	議員
7番	近藤郁子	議員	8番	三浦桂司	議員
9番	一色美智子	議員	10番	杉浦光男	議員
11番	早川直彦	議員	12番	山盛左千江	議員
13番	平野龍司	議員	14番	平野敬祐	議員
15番	村山金敏	議員	16番	安井明	議員
17番	月岡修一	議員	18番	堀田勝司	議員
19番	前山美恵子	議員	20番	伊藤清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長 浜島吉孝君 議事課長 石川晃二君
議事課長補佐 馬場秀樹君 庶務担当係長 濱島早代江君
兼議事担当係長
議事課主査 花井悟之君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川英明	君	副市長	小浮正典	君
教育長	市野光信	君	行政経営部長	伏屋一幸	君
市民生活部長	石川順一	君	健康福祉部長	原田一也	君
経済建設部長	横山孝三	君	消防長	成田泰彦	君
教育部長	津田潔	君	企画政策課長	小串真美	君
財政課長	吉井徹也	君	総務防災課長	相羽喜次	君
高齢者福祉課長	浅田利一	君	保険医療課長	加藤賢司	君
都市計画課長	堀田彰	君	環境課長	土屋正典	君
会計管理者	深谷義己	君	監査委員事務局長	阪野正男	君
兼出納室長					

5. 議事日程

(1) 一般質問

杉浦 光男 議員

近藤 千鶴 議員

山盛左千江議員

月岡 修一 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に10番 杉浦光男議員、登壇にて質問願います。

No.3 ○10番(杉浦光男議員)

議長のお許しをいただいたので、質問をいたします。

最初に、市の南部・北部等の開発計画と人口増加策についてです。

第4次豊明市総合計画では、平成 27 年度を目標年次とした計画人口は7万 2,000 人です。が、現実には 25 年6月1日で6万 8,500 人、約ですが6万 8,500 人。近年、数年は、ほとんどふえていないのが事実かと思えます。

計画人口のとおり、2年後に7万 2,000 人とすることは、もちろん不可能に近いと思えます。

この人数に少しでも近づけようとするには、新たな住宅地をそろえて人々を呼び込まなければなりません。住宅地の確保は、市街化調整区域では区画整理事業を行うか、地区計画に基づく開発行為を行うか等の方法しかないのではないのでしょうか。

市の南部、北部の開発ということは、以前から語られてきました。ここでは北部の開発、それも住宅地として、あるいは流通機構の拠点とした開発で考えてみたいと思えます。

県道名古屋岡崎線、市道大根若王子線の整備にあわせた拠点づくり、名古屋市の徳重にも近く、東郷の区画整理を行った市街化も、市の境まで迫ってきております。そういった利便性を持ったマスタープランが示されておりますが、第4次総合計画では実行に至っておりません。これらは中長期の計画であり、絵に描いた餅であるようにも以前は思っており

ました。

本年4月22日発行の石川市長の後援会だよりで、市の南部、北部等の開発計画の策定、都市マスタープランにおける土地利用計画の見直し、日進市、長久手市等の人口急増市に負けてはられないとの表明等が述べられておりました。人口増加の積極論が示されていたと思います。

最近、国立社会保障・人口問題研究所が日本の地域ごとの将来推定人口を公表しました。それを見れば、住んでいる豊明市の人口がどれくらい減り、高齢者がどのようにふえるのかがわかります。すなわち、これからの推計人口がわかるのです。

もちろん、過去の事実に基づく資料をもとに統計学的に処理したものですので、今後の展開により妥当するものではありません。

しかし、それから読み取れることは、豊明市の人口減少、少子高齢化の姿です。今後、少子高齢化の中でいかに財源を得るか、それをどのように使うかという選択の問題も大きな課題となっております。

また、周囲の行政への参画のあり方等々の課題も残っております。

豊明市第5次総合計画に基づく行政まで3年を切っています。そのことを踏まえ、よろしく答えてください。

細部にわたっては後ほど、再質問等で質問できればいいかと思えます。

次に、市の小中学校における道徳教育について伺います。

学校教育は知育、徳育、体育という全人的な領域があります。私がいつも言っているところの知、徳、体、その中の徳、すなわち心を育てるところの徳育の問題です。

具体的には人間尊重、生命に対する畏敬、規範意識、社会参画への意欲、伝統文化の尊重等々です。そのような態度の育成をするのが道徳であろうと思えます。このことは、豊かな人間性を育むための重要な内容をなしております。

最近、教育再生実行会議の提言を受けて、私は教育再生というところの「再生」ということの文字にクエスチョンを持って、ちょっとこだわっておりますけれども、いずれにしても教育再生実行会議の提言を受けて、文部科学省が本年の4月から道徳教育の充実に関する懇談会の会合を開いたと伝え聞いております。

その懇談会での話し合いの内容は、教材や教員の指導力、評価方法などですが、中心的な課題は道徳の教科化についてであると言われております。

道徳の教科化といいますと、教師でないと、ちょっとその辺のことがわかりづらいかもしませんが、再質問があれば、また、してみたいというふうに思います。

道徳を他の国語や数学や英語といった教科と同じようなレベルに扱うものです。この道徳の教科化の問題については、きょうの道徳についての質問の中心の論点ですので、そのように教育長、あるいは教育委員会、あるいは教育部長、しかるべき人から答えていただきたいと思えます。

壇上での質問は、これで終わります。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.5 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、行政経営部より、市の南部・北部等の開発計画と人口増加策を問うについてお答えをいたしたいと思えます。

第4次総合計画策定時の人口の将来推計では、緩やかな人口増加が見込まれておりました。しかし、議員のご指摘のとおり、人口減少が推計よりも早まっておりまして、平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所から公表されました人口推計では、本市の平成27年の人口は7万345人となっておりますが、現状では微減状態が続いており、達成されない見込みとなっております。

なお、第4次総合計画における平成27年度の計画人口7万2,000人につきましては、南部、北部などの大規模な開発を前提にしたものではなく、市街化区域内の未利用地を住宅地に転換すること及び、市街化調整区域内で新たに住宅地を確保することを計画をしております。

第4次総合計画において、南部、北部の土地利用について計画されておりますが、人口増加ありきの開発ではなく、今後の長期的な豊明市のまちづくりの中で最適な土地利用を行う必要があるため、25年、本年4月の機構改革によって都市計画課に開発建築係を設置し、現在、検討を進めておるところでございます。

以上です。

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

横山経済建設部長。

No.7 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部からは、市の南部・北部の開発計画についてご答弁申し上げます。

第2次豊明市都市マスタープラン改訂版の土地利用の基本方針で、南部地区は、伊勢湾岸自動車道豊明インターチェンジ周辺で広域交通条件と既存の拠点、花き市場を活用した物流機能の集積の立地と位置づけておりますので、これに基づき土地利用を進めてまいります。

また北部地区は、地下鉄の徳重駅が整備されましたので、今後における名古屋岡崎線の整備にあわせまして、県道春木沓掛線や大根若王子線が交差する地区を中心としたエリアを対象に、新市街地の開発可能性を検討してまいります。

また、市街化調整区域内の宅地と農地の混在地域の境界周辺におきましては、面的整備を行い、市街化区域への編入を検討いたしますが、過大な開発による将来に不安と負担を残さないように留意してまいりたいと考えております。

終わります。

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

津田教育部長。

No.9 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部から、2点目の道徳の教科化についてお答えいたします。

市内小中学校では、学習指導要領に定められた内容に従って道徳教育を進めております。学習指導要領の総則に、「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間および特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」、そのように定められております。

また、その道徳教育の目標としまして、少し長くなりますが、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこと」としております。

以上のことから、各学校では学校における全ての教育活動を通じて、さきに述べました目標達成に向けた取り組みを行っております。

そして、それらの活動を児童生徒自身が振り返り、自分なりに考え、他者の考えを聞き、よりよい生き方を見つける時間として担任の指導のもと、週1時間、年間35時間の道徳教育を行っております。

実際の生活に生かせるように意見交換の場や体験活動、ロールプレイなどを取り入れて、心を揺さぶる授業を目的としております。

したがって、現段階では、市独自に教科化の方向で、児童生徒が持つ道徳性に教師が評価するという道徳教育を目指しているわけではございません。

以上、終わります。

No.10 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。

杉浦光男議員。

No.11 ○10番(杉浦光男議員)

壇上からの質問に大体沿って、再質問をさせていただきます。

都市計画課の専門家を公募により採用しましたね。どの部署で、どのような仕事をやっているのか、教えてというか、発表していただけたらありがたいと思います。

No.12 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.13 ○経済建設部長(横山孝三君)

議員もご存じだと思いますけれども、年齢的には若者でございますが、しっかりしております。

現在、都市計画の建築開発係で係長をやっていただいております。

現在は、これで就職して3カ月ですか、3カ月目ですね、なんで、市役所の一通りのルールはこれで覚えてきたと思います。

特任で入っておりますので、5年の任期付ということでございます。その間に、彼に求めるということは、これはたくさん用意しておりますけれども、まだ、これをいつまでにとすることはしておりません。

と申しますのは、この第5次総合計画を策定するに当たりまして、いろいろな条件を積み上げていくというときの、まずは基礎資料を集めよということと、それなりの経験を生かしたことをアドバイスしてくださいということを申しております。

以上でございます。

No.14 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.15 ○10番(杉浦光男議員)

都市計画課に配属されたということですが、公募ですので、それなりの目的を持って、言葉が失礼かもしれないが、それなりの人材を得たと思うわけですね。

その方の働き、この職場における働き、十分に能力が発揮できるように、その部だったら課長、部長、上の方の責任はすごい大きいですよ。働けなかったとしたら、本人の責任じゃなくて、横山部長の責任ということになりますよね。そういうつもりで、本当にいい知恵を出していただけるように期待をしております。

それから、続いての質問ですが、私は壇上から住宅地をふやす方法として、もちろん市

街化の中の空いているところに家を建てるとか、市街化の中でどうのこうのというものではなく、やっぱり調整区域、豊明は調整区域が多いですよ、東郷やなんかに比べたら。

だけでも、その調整区域の中で住宅地をふやす。なかんずく僕はさっき言ったように北部の問題で言ったならば、土地を取得せないかぬでしょう、まず。その土地の取得については、私は壇上から区画整理や開発行為、地区計画が中心だよと言いましたけど、そういうふうでよろしいですか。

それにつけ加えることがあったら、つけ加えて、より詳しく説明をしていただきたいと思えます。

No.16 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.17 ○経済建設部長(横山孝三君)

市街化調整区域における住宅系の開発の条件でございます。

議員が申されました各土地区画整理事業と、それから地区計画制度ですね、この2本でございませう。

まず、土地区画整理事業のほうから申し上げますと、土地を取得するというのではなくて、地権者様がみずから組合を立ち上げて事業を行う、あるいは市施行で行うかということですね。

それから、地区計画のほうは、開発業者さんが全部土地を買い取ってやるということになっておりますので、その面では取得しなければいけないという条件がつかます。

まず、土地区画整理事業のほうでございますが、これで市街化区域に編入しようという場合の主な条件といたしましては、まずは、都市計画区域のマスタープランや市町村の都市マスタープランなど、上位計画との整合が図られていることですが、1つ。

それから、位置の妥当性というのがございまして、鉄道駅の徒歩圏である、おおむね1キロ以内、あるいは市街化区域に隣接して公共交通機関のバス停に近接していることなど、それから規模の妥当性というのもございまして、住居系の新市街地については、20ヘクタール以上を目途として、めどとして設定しなさいということでございます。

また、そのうち可住地が過半以上であること、すなわち住宅地が20ヘクタールでいけば、10ヘクタール以上を住宅地にしなさいよということでございます。

それから、地区計画制度による場合の主な条件といたしましては、これも同じで、まず市町村の都市マスタープランに明示されていることがあります。

面積要件といたしましては、1ヘクタール以上で20ヘクタール未満のおおむね整形な区域などが設定されております。

以上でございます。

No.18 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

杉浦光男議員。

No.19 ○10番(杉浦光男議員)

今、区画整理と地区計画について少し詳しく説明をしていただいたが、あっ、いいですよ、説明は、それでまさに説明していただいているわけですが、説明をいただいたのは、本当にやれるかどうかという問題、やれるかどうかという問題と、それから現在の第4次の総合計画、これの中に拠点として北部が載っておりますね。それと、それから次の第5次についても、僕はこれ継続して、この問題はより深化して、いい意味で深化して計画されると思うんだね。今、僕が思うにはだよ。

それをやると、今までのことは何だったということになっちゃいますね、きょう、今日までのことが。

だから、私はくどいけど最後に言いたいのは、本当に土地が取得できるか、そして中身が前の総合計画よりもより深化した段階で、第5次の総合計画の中に位置づけて実践できるかどうか、これが全てですよ、これが。

で、先ほど少し両部長も言ったと思いますが、人口問題とはちょっと切り離して、人口問題は後ほどやりますので、人口問題とは切り離してちょっとお伺いしますが、再度、横山部長にお聞きしますが、北部の開発、総合計画にございますように、北部の計画については、その決意をもう一度言っていただきたいというふうに、述べていただきたい。

No.20 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.21 ○経済建設部長(横山孝三君)

議員もご存じのように、名古屋岡崎線が名古屋市境までは26年度ぐらいにはできるだけだろうと。それから東ですね、豊明市のほうへ来るわけですがけれども、春木沓掛線までが市境から400メートルぐらいですか、そのところで現在、用地買収が難航しております。愛知県の尾張建設事務所で買収していただいておりますけれども、難航しております。

しかし、これもいずれ解決して道路は完成するでしょう。そこから上高根のほうまで、豊高の裏を通って、上高根までがまだできておりませんね。そこが第2期になってくるわけですがけれども、そういった道路計画が見えてくれば、必然的に都市計画道路でございますので、当然開発ということになってまいります。

1つは、地主さんがどう考えるか、お考えになるか、どうしたいかということですね。

それから、その前に市としてどう考えるということでございます。

そこで申し上げたいのは、日本の人口が減少していくトレンドの中で、人口増加策、あるいは少なくとも人口減少を食いとめて、まちの発展、活性化を図っていくことを考えれば、現在、近隣市町がとっておられるような、大型の土地区画整理事業を実施して新市街地を形成していく。それによって市外から移住していただくということ、また、魅力的な商業地域の形成も図って税収もふやしていくことが、豊明市には必要であろうと考えております。

しかしながら、一方でコンパクトシティの考え方もあるわけでございます。

将来的には人口が減少していくわけですから、市街地を拡大した後において、高齢化が進みますと、公共施設の維持管理費用が生み出せないことになるということから、できるだけコンパクトなまちづくりを進める必要があるというものです。

また、公共施設の長寿命化のための財源も多額に上ると試算されております。

したがって、この辺のバランスですね、これをどうとっていくかということが、第5次総合計画策定における課題になってくる。当然そういうわけでございます。

地主の方、また市民の方、議員の皆様、関係者のご意見を頂戴しながら、徹底的な議論の上の方針を決定していく必要があると考えております。

以上でございます。

No.22 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

再質問があれば。

杉浦光男議員。

No.23 ○10番(杉浦光男議員)

今、横山部長は、区画整理等をやって市街化を広げたいという側面と、そして人口をふやすという側面と、人口問題でいうと、日本の人口は2040年には、今から30年後ですね、今の豊明で一線の若い人が、一生懸命働いている人たちが定年を迎えるころ、2040年には、日本の人口は2割ぐらい減ると言われていますね。

そうして、ずっと地域を見ていきますと、地域でそれぞれ減ってくるという現実があると思います。

だから、そのときに社会資本があり過ぎちゃって維持管理が大変だとか、そういうことが大変だから、そこら辺のバランス、言うなれば豊明に合った開発計画というふうにおっしゃったと思う。

それは言葉としては大変美しいし、バランスのとれたことですが、実際はそこら辺がこれからどうなっていくかということね。本当に第5次で詰めていただきたい課題だと思います。

もう一つ、部長に土地取得の問題で、都市計画法 34 の 11 号と、それから、市がお金を

出して土地を取得する工業団地とか商業団地とか、ああいう団地の問題もお聞きしようと思ったが、そのことで一言、二言、言うことがあったら、言ってください。

No.24 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.25 ○経済建設部長(横山孝三君)

都計法の 34 条の 11 号の件でございますけれども、いわゆる市街化調整区域における開発許可の基準の緩和策として法改正をされたものでございます。

下水道処理区域などの一定の条件があれば調整区域でも開発が可能であると、そういうことでございます。

これはプロジェクトチームをつかって今、協議中でございますが、今年度中には結論を出してまいりたいと考えております。

それから、工業団地の可能性というのは前回、前々回ですか、の議会でも申し上げましたけれども、現在は考えておりません。

以上でございます。

No.26 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

再質問があれば、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.27 ○10番(杉浦光男議員)

これは、土地の問題は、そうしたら今度、土地を取得する、住宅がふえる、流通機構のそれなりのものはあるということと人口の問題とは、私、先ほど別に考えていくと言いましたが、不可分の関係ですので、人口の問題を少しお聞きをしていきます。

私が手に入れた資料では、今を 2010 年としています。スパンがこうわかりやすいから 2010 年、例えばそれから次は 2040 年だというように、30 年ごとでちょっといきますと、豊明市の 2010 年の人口は、過去の 10 年の人口は 6 万 9,745、6 万 9,000 人ちょっと。それから 2040 年が減りますよ、豊明は。6 万 3,951、6 万 4,000 人。だから 5,000～6,000 人減るということですね、豊明の場合は。

これは先ほど言いましたけども、国立社会保障・人口問題研究所が統計学的に処理したものです。

そうすると、もう少し東郷とか日進とか長久手をちょっと見てみますね。その前に日本全

国で絶対に2割減るんです、2割。2040年には。

それで愛知県の中で、豊橋、岡崎、刈谷もさることながら、ずっと豊田、一宮、主要な都市もみんなことごとく減るんです、2040年には。

ですが、不思議なことに東郷は、まだ今からちょこちょここと、微増ですけど増えているんですね、現在。それから長久手は今、今というのは2010年だと思ってください。長久手は5万2,000人から40年には6万3,000人になります。日進はすごいですよ、今8万4,000ですが、今というのは10年ね、くどいようですが。2040年には10万人にもうちよつとで手が届きます、2040年には。

このところだけ、この資料で見ると東郷、日進、長久手はだあっとふえている。豊明は減る。それから愛知県の主要な市町も減る。これはどういうことですか、なぜ、そんな現象が起きるんですか。

誰に聞こうかな、じゃ、行政経営部長。

No.28 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.29 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

この件については、いろいろな分析があるかと思います。

1つは今、議員がおっしゃったように、日進、みよしについて、まあ長久手もそうですが、市になった時期がつい最近、まあ日進は15年ほどたちますけれども、そういったこともあると思います。

豊明市が市になりました昭和47年のときには、人口急増都市ということで、当時、特別交付税もたくさんいただいて、それを原資にして、学校や保育園をどんどんつくっていた時代でございます。それが昭和60年の前半まで続いてきたわけでございます。

そのころはみよしや東郷、長久手はどうだったかということ、区画整理がまだ行われておらずに、まあ人口的には少なかったということでございます。

そういったことで、インフラの整備の時期が豊明市は愛知県の他の自治体の最後の市に、当時30番目ということで最後になったんですけれども、割と岩倉だとか尾張旭だとか、その辺とは近かったということで、一定のインフラの整備が豊明市は終了いたしております。

その後、調整区域に広大なまだ土地があるわけでございますが、その辺についての開発については見送っていたという、そういう経緯があります。

一方で、愛知の東部丘陵地域でございます、長久手、日進、みよし等々の最近伸びているところは、さっき申し上げたような事情で、現在も区画整理を大量に行っているというようなことで、しばらくの間は伸びていくだろうと。豊明の30年ぐらい前の姿を今、やっている

のかなというふうに、人口だけについて見れば、そういうことが言えるのではないかというふうに分析しております。

以上です。

No.30 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

杉浦光男議員。

No.31 ○10番(杉浦光男議員)

部長のおっしゃることは、よくわかりました。

豊明は、まさに高度経済成長、昭和40年、確かにもう一気にふえましたよ。学校の数も、小学校で言いますと3校、豊明小学校、中央小学校、沓掛小学校しかなかったんですが、一気に9校までいきました、9校にふえました。

皆さんもご存じのように、そのときに建った学校だから、耐震はちょっとだめだよといって、耐震のために巨大なお金を使って耐震化が終わったということですが、当時、一気に昭和40年代につくっておる。

ということは、そのときにすごい人口が伸びていったという、今、部長が言われたことの僕がちょっと補説をしますと、そうじゃないかなというふうに思います、事實は。

それが今、長久手、日進とかみよしとか、そういうところがそうなおる。時代が違うから、それなりのものは違うんでしょうけど、よく似たような側面があるよというふうに、私は部長の言葉から理解をしました。

で、我が豊明ですが、2040年には高齢化率を見ますと、2010年が約20%、高齢化率ですから、これ65歳以上だよ。65歳以上が20%ですが、2040年、今の役所の若い人たちが定年を迎えるころ、高齢化率が33.7%、33.7%になると、ちょうど3人に1人が65歳以上。

こうなりますと、豊明の一般会計というか、それやなんかはどうなりますかね。ちょっと私の質問は抽象的で短いですが。

No.32 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.33 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

2040年は高齢化率が33.7、2010年が20.5ということで、相当ふえるわけでございます。扶助費の関係でいきましても、平成13年が約17億、23年が37億ということで、20億ふ

えております。扶助費だけでも毎年、2億ずつふえた計算になります。

そういうことで考えますと、2040年には、この調子でふえ続けますと、相当な一般会計の中の率を占めるということになってくるかと思えます。

合わせて、生産年齢人口も1998年が日本の生産年齢人口のピークであったという統計も出ております。そこから約50年後の2040年には、随分支える方々、労働力人口の方々が減って、扶助費が上がっていくということになりますので、相当な財政への影響というのは、大きいものであるというふうに考えております。

以上です。

No.34 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.35 ○10番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

わざわざ僕が問題を出して、答えていただきましたけれども、これは通告も何もしてありませんので、部長の一存で答えたと思いますけども、これはここに見える皆さんに僕は知っていただきたいというふうに思って、簡単な理屈ですけど、知っていただきたいと思って質問させていただきました。

だから、そうなるはえらいことなので、そうなるは大変なので、条件を変えないかぬね。いろんな条件が分数の分母だとしたら、分母をいろんな形で変えていかないかぬということが考えられる。

だから、北部の開発だとか、開発が即いいという問題を僕は言っているわけじゃないよ。いろんなことを考えて分母を変えないと、今、行政経営部長が言ったようなすごい問題になって、扶助費やなんかが要って、うまく財源は手に入らぬ。みんな高齢化になれば収入は少ないですよ。財源は手に入らぬ。そうかといってお金は要するという、すごい問題が起きてくるわけですね。

だから、くどいようですが、第5次総合計画にわたるところは、あと3年を切っています。いかに豊明を未来永劫、住みやすい美しいまちにしていくかということに、むちゃくちゃ知恵を絞ってくださいよ。お願いいたします。

これで、少し市長にお聞きします。

市長の後援会だより、No.19、4月22日発行。これによりますと、開発で人口増を目指す。ちょっと読んでみますよ。

「市の南部・北部等の開発計画を策定し、伸び悩んでいる人口の増加策を講じます。そのために都市計画の専門家を公募により任期付職員として採用しました。」

これ、いいですね。私はこれを見て、きょうの問題をつくっていますからね、ここ。

「南部・北部以外にも開発可能な地域があり、都市マスタープラン、土地利用計画の見

直しをする。」と。

それから最後は、ここは割と勢いが感じられますけれども、空元気にならないようにしてください。「日進、長久手などの人口急増市に負けてはいられません。」。

だから、この文章だけはいいいですが、私が今までこうやってきたように、豊明の歩んだプロセスと、日進、長久手が歩んできたプロセスは違いますから、だから全く真似をする必要はありません。同じように人口をふやそうと思ってもふえませんよ。ふえませんし、いびつな問題でとんでもないことになりますから、それはだめです。

だから、ここの読み方の問題ですけども、私はきょう、皆さんからお答えをいただいて、いい意味で好意的に、前向きに読んでおりますけども、だから、このことだけを見ると、ちょっといけません。

日進、長久手などの人口急増市に負けてはおられませんというのは、これは国語的にちよつといけないと思いますが、意味はわかりました。

で、市長にこの人口の問題、それから開発の問題、合わせてお言葉をいただきたいと思えます。

No.36 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.37 ○市長(石川英明君)

まあ基本的には今、両部長からお答えをいただきました。その基本線で私は間違いないと思えます。

何かというと、北部を、また南部もです、大きく開発しようということは、非常に難しいというふうにあります。

私の中にも、やはり将来はコンパクトシティということにも焦点を合わせています。

ただ今のまま、政策立案をしないと、必然的にです、まあ人口は先ほど言ったような数字よりも、もっと伸び悩む状況になるだろうというふうに思っています。

今後のまちづくりのやはり基本ですね、私は人口増が全てというふうには思っていないんです。ただ、必然的に魅力あるまちをつくっていくと、そのまちに住む人がやはりふえてくる可能性があるというふうに描くわけです。

そのためにです、具体的な短期的な部分で捉えていくなら、都市マスにうたったように、榎山台のように民間の人に全てライフラインまで開発をいただくというのは、行政にとりましては非常に価値のあるやはり開発なわけです。

そうしたことが、この豊明の中でも、今回の都市マスにも、その辺のことがうたってあります。可能性のあるところは、行政内部でもそうしたことの地権者や開発業者にやはり発信をして、そうしたミニ開発を、阿野の今区画整理ということもありますが、そうした部分はま

だまだ調整区域の中で、この市街地の中、一体の中には、非常なポテンシャルを秘めていますので、その部分をやはり行っていくということが、まず前提であります。

それからもう一つ、北部、南部の中でできる範囲を一度、きちっと描き切っていきたいということが、これが中長期になるだろうと。

さらに加えるなら、先ほど言ったように豊明を魅力あるまちにするというのは、やはりまちの魅力というのは、一体どういうことかということ一度、整理をする段階に来たということですね。

ですから、まちの都市景観から、もう一つ今一番問題になるのは、まちが元気でなくてはならないんですが、うちの目指す方向は成熟した住宅都市ということは、これは議員、市民、多くの方が一定には理解ができています。

その成熟の意味を、ただ単に住宅地をふやすだけでは、やはり魅力は出てこない。その都市景観とか、いろんな部分も含めていくと、もう一つ、やはり位置づけていかななくてはならないのは、うちのポテンシャルを生かしたまちづくりであろうと。これは近藤恵子議員だとか、皆さんにも少し触れたと思いますね。

だから1つ、大きく言えるのは、特に藤田学園やまちの病院とかということは、これは非常に豊明にとって大きなポテンシャルを秘めておいて、福祉のまちづくりという在宅医療や介護、そうしたことを描くことによって、地域内の経済もやはり活力あるものにする可能性があるわけです。

こうしたことも踏まえながら、このまちの魅力をさらに深めていくという政策になろうかなというふうに思っております。

そのための歴史や文化や施設や、あらゆることも一度整理をしていくことになるかなというふうに思っています。

以上であります。

No.38 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

再質問があれば、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.39 ○10番(杉浦光男議員)

市長にお答えをいただいた後でしゃべりにくいですが、やっぱり持続可能なまちづくりで、何にもやらなくて、このまま何もやらなくて、ただ努力しなくて、このままでいきますというのなら、持続可能じゃなくて下がる一方になりますから、本当に私が短い語句で言うとしたら、子育てのしやすいまちだとか、女性の就労支援だとか、男性が遠くに行って働くというのは、これは当たり前のことですので、就労支援ということになれば働く場所、それから市長も言われた自然や文化、豊かなところだと思いますので、こういうものを大切にしな

がら、本当に若い人に魅力あるまちを本当につくってほしい。そういうことが、本当にすぐ求められているなというふうに思います。

それから今、部長たちのことを聞いても、公共道路だとか図書館だとか、そういう公共施設的な社会資本的なものは、身の丈に合ったというか、うまくやって、そういうものをばかばかづけることが、何も目的ではないよということもわかりました。

やっぱり身の丈に合ったことをやっていく。堅実であるけれども、きらりと光って魅力あるまちがつかれると、皆さん、管理職というか、おたくたちが皆さん、よく言っていることだと思いますが、そのとおりだと思いますので、ぜひ第5次総合計画に向けては、もう3年を切ってますよ、何回でも言いますが。頑張っていたきたいというふうに思います。

じゃ、道德のほうの問題に行きます。

ちょっと細かいことを聞きますけども、新指導要領で、前はありませんでしたが、道德教育推進教員というか教師、それが指導要領にも位置づけられて置かれていると思いますが、その辺のことを、実際にどういう仕事をやっているのか、どういう仕事というか、どういうことをやっているのかという、ちょっと現実を教えてくださいたいと思います。

No.40 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.41 ○教育部長(津田 潔君)

道德教育推進教師、教員というのは、今現在も指導要綱で定められておまして、各学校に選任されております。

冒頭で申し上げましたように、道德教育は各教科、総合的な学習の時間、そういう学校の授業全般を通じて道德教育を行っている関係上、全教師が道德に理解をして授業に当たるという体制をとる必要がございます。

そのために道德教育推進教師を選任いたしまして、道德教育の指導計画や指導体制、教材の整備、それから情報交換、このようなことを学校で行っているということでございます。

以上、終わります。

No.42 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.43 ○10番(杉浦光男議員)

道德の振興のために道德教育推進教師が置かれて、各学校で頑張ってみえるというの

は大変いいことだし、心を育てる知、徳、体の徳育のために当然であり、またすばらしいことだと思います。

これで、きょうの道德の問題で本題であります道德の教科化、教科化というのは、道德は今教科じゃありません。それを英語だとか国語だとか算数だとか理科だというような、そういう教科と同じようなものにするよということが、教科化の問題です。

で、私は私の意見を持っておりますが、教育委員会の代表である教育長はどういうふうに思ってみえるか、教育長にお伺いします。道德の教科化について、どのようにお考えですか。

No.44 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.45 ○教育長(市野光信君)

議員がお尋ねの道德の教科化ということですが、先ほど教育部長のほうから、「道德教育は教科化を目指しているわけではない」というご答弁がありました。さらに私の考えはということです。

道德教育の目標といいますのは、先ほど教育部長からの回答にもありましたとおり、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念、それから豊かな心を持ち伝統と文化を尊重、我が国と郷土を愛するといった、まあ議員がおっしゃられた、ある意味、心の教育であります。

社会観だとか世界観だとか人生観だとか主義とか個人の生き方、そういった個人の心、精神的内面を育むというのが、これは教育目標でありますので、もし、この教科化ということが、行政権による個人のこういった思想や良心、そういった価値観に強制的に入り込んだり、評価するということになるものであれば、私は反対するものであります。

以上です。

No.46 ○議長(伊藤 清議員)

杉浦光男議員。

No.47 ○10番(杉浦光男議員)

今、教育長がいいことを言ってくれましたが、個人の価値観の問題に入り込む、それから評価の問題で評価しにくいよと。皆さんも評価されてきたように、国語は何点だったよとか、数学は何点だったよとか、それで5だったよとか、4だったよと。これは評価の問題ですね。評価を端的にわかりやすいように数字であらわしたとか、あるいは丸、三角、ペケであらわすとか、これは評価の問題。

だから、道徳も教科化にして、そういうふうに評価できますかという、逆の問い方ね。やっぱり評価はできないんじゃないですか、評価は。

だから今、教育長が言われたことは、僕も賛成です。道徳の教科化には反対。

ある新聞、例えば朝日だとか毎日とか、そういう商業新聞ではありませんけれども、ちょっと専門的な新聞ですが、新聞が全国からの抽出で教育長にアンケートをしたと、どう思うと。

そうしたら、大体常識的な答えが返ってきておまして、反対というのは、評価が難しいよ、評価が難しいから教科化は無理じゃないかというのが六十数%。それから今いじめの問題も含めて、いろんな心や社会規範も若者はついてないと、だからがちがちにやれという、僕はちょっと言葉を変えてしゃべっていますけども、評価してもいいよというのが約20%ぐらい。60、20、あと20ぐらいがわからない、どちらとも言えないというような結果が出てきております。これは概数ですよ。

だから、日本全国の津々浦々の市町村の市町の教育長は、僕から言わせると正常な感覚を持って見えるのかなというふうに思います。僕も教育長の考えと同感です。

後から言って申しわけありませんが、教育長の考えを聞いて、そういうことです。

きょうの質問は、もう一度繰り返しますと、第5次総合計画に向けて土地取得の問題、それから人口の問題、豊明市の人口の問題、これは裏腹の問題だと考えて、それからもう一つは、最近登場してきました道徳の教科化の問題、この問題をお聞きしました。

いずれにしても、教育委員会におかれては、豊明市の子ども、素晴らしい子どもを育成していただきますようお願いして、私の全ての質問を終わります。

どうもありがとうございました。

No.48 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、10番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時55分休憩

午前11時5分再開

No.49 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 近藤千鶴議員、登壇にて質問願います。

No.50 ○3番(近藤千鶴議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、壇上にて一般質問を始めさせ

ていただきます。

1項目目、とよあけ健康基本計画21について。

近年、寿命が延びる一方で、市民の生活様式の変化に伴い、肥満、高血圧、がん、糖尿病など生活習慣病や、ストレスによる疾患が増加しています。

そうした中で、国はこれまでの早期発見、早期治療を重視する考え方から、国民の健康づくりを進め、疾病を予防する考え方に重点を置いた対策を推し進めています。

国における「21世紀における国民健康づくり運動」が、2000年度より10カ年計画で推進が始まりました。

それを受けて、愛知県版「健康日本21あいち計画」が、2001年度より10カ年計画で推進が始まりました。

本市においては2003年度、「とよあけ健康基本計画21」を策定し、健康づくりを総合的に支援する環境づくりを進め、市民一人ひとりが生き生きとした充実感のある生活を送ることができるように支援していくこと、また、市民、関連各課、関係機関などと連携を図りながら、地域全体を視野に入れた健康づくりを効果的に推進することにしました。

この計画は、本市の第3次総合計画の都市像、「住んでよかった、住みつづけたまち」の実現を目指して推進していくために、健康増進の観点から取り組むべき個別計画と位置づけ、心身の健康づくりと健康を支援する環境づくりを視野の中心に捉えて、対策の展開をしていこうとするものにしました。

また、国の「健康日本21」を受けて、愛知県「健康日本21あいち計画」の基本計画を踏まえた豊明市の計画として、既に策定された老人保健福祉計画などの関連計画とも整合性を図った計画とされました。

この計画は、豊明市の地域特性を十分に考慮に入れ、生活習慣関連調査や既存の資料を疫学的に分析して、根拠に基づいてつくられました。

全世代を通じた健康的な生活習慣確立のために必要な事項を基本項目として上げ、その対策に取り組むとともに、人生の各ライフステージにおいて質の高い生活を楽しみ、満足した生活を送るために重要な事項を重点目標として掲げ、特に推進していくことにしました。

計画策定のプロセスは、策定委員会作業部会において市民団体及び関連各課からの議題提案や、活動報告をベースにして討論を重ね、その結果、浮かび上がってきた2つのテーマが重点目標、肥満の予防、高齢者の生きがいでした。

また、2008年度、2011年度の目標値を作業部会で決定するなど、市民団体、関連各課、社会福祉協議会、瀬戸保健所豊明支所等の意見が十分反映されるものになりました。

2004年度には、行動計画である「とよあけ健康アクションプラン21」を策定、2008年度に中間評価、2011年度に最終評価を行うことにしました。

アクションプラン21は、基本計画をもとに具体的な活動計画を明らかにする目的で策定

され、特徴としては、1、一次予防の重視。

これまでの保健医療政策は、病気に罹患しやすい人たちに対する早期発見、早期治療を主に行ってきました。しかし、限定された人たちに保健医療サービスを費やすよりも、大多数の人たちが病気に罹患しやすい状態にならないようにすることのほうが、医療費などの適正化が図られることがわかってきました。

そこで、大多数の人たちへの働きかけを「健康日本21」では、基本として従来からの病気に罹患しやすい人たちに対する早期発見、早期治療とうまく組み合わせた事業展開をしていく。

2、健康づくり支援のための環境整備。

これまでの健康づくり政策では、ともすると健康は個人の責任において努力するものという風潮がありました。しかし、生活習慣の改善には、健康づくりに取り組もうとする個人を、社会全体として支援していく環境整備が不可欠であることがわかってきました。

このために、行政では従来、縦割り業務になりやすかったのを、各部課が横のつながりを強化して取り組むことや、地域の関係機関がそれぞれ機能を生かした環境整備を行い、総合的な取り組みをしていく。

3、目標設定と評価。

基本計画において重点目標を70歳未満者肥満予防、70歳以上高齢者の生きがい対策として取り組んでいくことに決め、また、この2つの重点目標を支える基本項目に、1、栄養、食生活、2、身体活動、運動、3、休養、心の健康、4、たばこ、5、アルコール、6、歯の健康、7、糖尿病、循環器病、がんの7項目を設定しました。

「とよあけ健康アクションプラン21」において、健康づくりの推進に関する具体的な計画策定に当たっては、市民、関係機関、関係団体の参加を得て、従来ともすれば、行政主導で行われてきました計画策定を地域の特性に応じた施策とするためにも、企画の段階から市民及び関係機関、関係団体の代表者による策定委員会主体で実施することにしました。

21年3月、第4次総合計画「人・自然・文化 ほほえむ 安心都市」における部門別計画、「健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり」に基づいて、中間評価を行いました。

具体的には、市民に対するアンケート調査、生活習慣関連調査、基本計画に掲げた統計的な資料の整理分析、アクションプランに掲げた施策、事業等の取り組みについての情報収集です。そして、24年度まで計画は推進をされてきました。

健康づくりは、さまざまな概念から構成されています。健康づくりのチャンスは身の回りの至るところに存在していると考えます。

健康づくりの考え方が収束する以前から存在しているものであっても、それが健康づくりとかかわっていると認識し、健康づくりと一元化して推進することも、健康づくりの重要な構成要素ではないでしょうか。

「とよあけ健康基本計画21」の最終評価をどのように分析して、次の計画につなげていくことが、将来の豊明市民の健康づくりを初め、医療費や介護給付費の削減につながるものではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

- 1、とよあけ健康基本計画21の最終評価について。
 - 2、とよあけ健康基本計画21の今後の計画について。
- 2項目目、投票率向上について。

投票は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。私たちのさまざまな意見や要望は、選挙で選出された代表者によって国や地方の政治に反映されます。

したがって、国や地方の政治が私たちの意見や要望を踏まえて適正に行われるためには、選挙が公正に行われ、代表としてふさわしい立派な人が代表者に選ばれなければなりません。

そのためにももちろん、公職選挙法を初めとした選挙制度の整備も大切なことですが、まずは投票に参加しやすいような対策に取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、お伺いいたします。

- 1、投票率の推移の現状について。
- 2、投票率向上に向けて啓発活動の現状と課題について。

少子高齢化に伴って今後、人口構成がさらにいびつになっていくと考えられる中、若年層の投票率向上は単なる倫理的な問題を越えた重要な課題であると考えます。

20代では、社会とのかかわりも少なく、政治、選挙に関心が薄いのではないのでしょうか。それには政治や選挙に興味を持たせるような教育に力を入れるとか、投票率向上に向けての啓発活動が重要と思い、質問させていただきます。

3、現在、本市では、期日前投票の宣誓書がダウンロードすることもできますが、高齢者の方やパソコンに詳しくなくダウンロードできない方、また若年層でも、パソコンは得意ですが、自分が興味がないことでダウンロードすることは面倒だと思う人が多いのではないのでしょうか。

そこで、現在の選挙のお知らせはがきを個人単位とし、裏面を期日前投票の宣誓書にさせていただきたいと要望するものであります。

今後、期日前投票もますます増加すると思われるので、受付事務も軽減されるのではないのでしょうか。近隣の市町でも実施されているところもあります。本市のお考えをお伺いします。

以上で壇上からの一般質問を終わります。

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.52 ○健康福祉部長(原田一也君)

それでは、健康福祉部より、とよあけ健康基本計画21について、答弁させていただきます。

まず1項目目、とよあけ健康基本計画21の最終評価についてでございますが、議員が申されますように、国は平成12年に21世紀における国民健康づくり運動として、「健康日本21」を打ち出しました。

また平成15年には、健康増進法が施行され、市町村に健康増進計画の策定が要請されたところであります。

それに基づき、本市においては「とよあけ健康基本計画21」を作成したものでございます。

また、国は現在、25年度から34年度までの10カ年計画として、「健康日本21(第2次計画)」を策定しております。

それを受けて、本市においても「とよあけ健康基本計画21」の改定の準備を進めているところでございます。

「とよあけ健康基本計画21(第1次計画)」は、平成15年度に策定をし、翌年16年度には、「とよあけ健康アクションプラン21」として行動計画を策定いたしました。

推進期間は平成17年度から24年度までとし、推進してまいりました。

また、20年度の間評価の時点では「食育推進計画」もつけ加えております。

最終評価の取りまとめについてでございますが、あいち健康プラザが愛知県の受託事業として実施した「市町村健康づくり技術支援事業」に採択されました。

そこで、専門スタッフから効果的な評価方法について指導を受け、その指導に基づき、評価方法はアンケート調査ではなく、既存のデータの分析結果を活用することに重点を置くことで、本年度まとめていく予定にしております。

特に、特定健診等の既存データの分析結果から、対策を考えることといたしております。

第1次計画の評価の分析において、特に特徴的なところを紹介させていただきますと、生活習慣病については、脳血管疾患、虚血性心疾患、人工透析の患者率については、愛知県に比べ高く、特に人工透析の患者数は県下平均より多いという結果でございました。

また、脂質異常症や高血圧の患者率も愛知県より高く、さらに悪性新生物による死亡率も高い。男女ともに胃がんと大腸がんの割合が多いという分析ができました。

また、他市に比較して、当市は1人当たりの医療費も高いということがわかりました。これらの結果を踏まえ、最終的な評価をこれからまとめていく予定でございます。

次に2項目目、とよあけ健康基本21計画の今後の計画についてでございます。

平成 24 年度の評価分析結果を有効に活用できるよう、今年度中に「第2次とよあけ健康 21 計画」を策定する予定でございます。

当市の第2次計画の目指すものは、国や県の計画でも掲げているとおり、健康寿命の延伸でございます。

健康寿命の延伸は、医療費や介護給付費の削減等につながるものと考えます。

計画策定の全体のタイムスケジュールといたしましては、8月末までに基本計画の柱となる部分をまとめ、9月から12月にかけて、市役所内の関係部署や各健康づくり団体を交えての作業部会において策定していきたいと考えております。

ここには、食育推進計画に関係する団体にもご出席いただく予定にしております。

その後、1月にパブリックコメント、3月に完成したいというふうな考えを持っております。終わります。

No.53 ○議長(伊藤 清議員)

石川市民生活部長。

No.54 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、市民生活部より、投票率の向上について、お答えしてまいります。

1番目の投票率の推移の現状についてでございます。

平成 15 年の公職選挙法の改正により、期日前投票として、投票日に投票ができない人が投票日前に投票できる制度ができてまいりました。

それ以降、本市では、国政選挙が6回、まあ衆議院選挙3回と参議院選挙3回、県知事選挙が2回、県議選が2回、市長・市議選が2回行われております。

投票率については、その時代の政治や争点などにより、大きく変化することが多く、一概に比較することは難しいと思われまます。

ここで、少し今までの選挙の投票率について申し上げます。

衆議院選挙でございます、直近3回ですが、平成 17 年が 67.80%、平成 21 年が 71.56%、平成 24 年が 61.14%。

参議院選挙につきましては、平成 16 年が 56.13%、平成 19 年が 60.84%、平成 22 年が 60.62%。

愛知県の知事選挙でございますが、こちらは平成 19 年が 53.91%、平成 23 年が 52.20%。

愛知県議会議員選挙が、平成 19 年が 48.68%、平成 23 年が 47.21%。

豊明の市長・市議選挙、平成 19 年、57.89%、平成 23 年、55.69%。

概して見ますと、国政選挙は 60%から 70%台の投票率、県のものが 50%強ぐらい、市の選挙が 60%弱ぐらいという形で推移してまいりました。

各選挙における投票者数に対する、先ほどの期日前投票の占める割合でございますが、制度創設当初は11%から12%であったものが、直近の衆議院議員総選挙においては21%程度となっております。確実に、この制度によって、投票日以前に投票する方がふえておるといところでございます。

2番目の投票率向上に向けての啓発活動の現状について申し上げます。

選挙時の啓発活動としましては、全ての選挙において、投票を呼びかけるための各種の啓発活動を行っており、まず選挙時において、公用車での街宣活動や、ほぼ全ての公用車への選挙投票日の告知公告の設置、うち1台は街宣用の看板も設置しております。

また、選挙を呼びかけるグッズの配布や、駅やショッピングセンターでの広報活動も行っております。

先ほど、議員がおっしゃられました若年層の選挙離れが言われる中、本市では期日前投票日の立会人を新成人の方をお願いをして、実際に務めてもらっていただいております。

また小学校では、実際に使用する投票箱を使った模擬投票などを体験学習などとして、希望に応じて実施させていただいているところでございます。

しかしながら、まだまだ、結果を見ますと、20代、30代の若年層の方の投票率は低く、まあこの世代の投票率アップが課題であると、そのように考えております。

3番目の期日前投票の宣誓書を投票入場はがき券の裏面に印刷してはどうかということでございますが、本市では有権者の皆様への投票所での受付をスムーズにするため、現在、入場券をはがきに、世帯へ最大4人まで印刷する形でお送りしております。

宣誓書を事前にお送りすることは、過去にもご指摘をいただいておりますが、近隣市町の状況なども研究しております。

ただ、お送りするためのはがきから封書へ変えること、また、世帯から個人単位へ印刷すること、そのためのシステム改修費用などを考えますと、毎回の選挙での入場券作成及び発送費用が4倍程度かかるということでございますので、今のところ、費用対効果を考えて、事前にお送りすることは予定をしておりません。

終わります。

No.55 ○議長(伊藤 清議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問があれば挙手を願います。

近藤千鶴議員。

No.56 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1項目目の、とよあけ健康基本計画21についてからお願いします。
特定健診の受診率と県との比較はどのようになっていますか、お願いします。

No.57 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
原田健康福祉部長。

No.58 ○健康福祉部長(原田一也君)

平成 23 年度の特定健診の受診率は、国に報告している確定値でございますが、42.2%でございます。

愛知県の平均は 35.8%で、市の中では 14 位ぐらいだというふうに聞いております。

また、24 年度の受診率につきましては、速報値の段階でございますが、43.1%でございます。1%程度、上がっているのかなというふうに考えております。

終わります。

No.59 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.60 ○3番(近藤千鶴議員)

とよあけ健康基本計画21の分析結果を踏まえて、豊明市としての特徴的な取り組みがあるか、お考えをお願いします。

No.61 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。
原田健康福祉部長。

No.62 ○健康福祉部長(原田一也君)

豊明市は、先ほども申しましたが、人工透析の患者率が高いという結果が出ておりません。

人工透析に係る医療費は、まあ皆さんご存じのように高額でございます。1人につき1年間に約 500 万円から 600 万円ほどかかるというふうに聞いておりまして、仮に 60 歳から透析を始め 20 年間透析を続けた場合の医療費の試算は、1億円以上というふうにも言われております。

このことから、当市の人工透析の患者をふやさない、まあ不幸にして人工透析が必要になるにしても、少しでも導入の時期を先送りできるようにするなど、その対策は急務と考

えております。

平成 24 年度に、このような健康課題を分析しているさなかに、豊明市の医師会から慢性腎臓病、まあCKDといいますけれども、その対策の取り組みについての提案がなされました。

平成 25 年度からの特定健診に当市独自の検査項目を導入することにいたしております。

具体的な取り組みとしましては、特定健診の結果から腎臓の機能に関する豊明独自の判定区分を設けます。その判定区分に応じて、保健センターと医師会で役割分担をし、受診者のフォローをしていきます。

また、2カ月に1回、CKD対策委員会を開催し、保健センターと医師会との連絡会を設け、連携を図りながら進めていく予定でございます。

この取り組みは、今年度策定する第2次とよあけ健康21計画にも盛り込む予定でございまして、豊明市の特徴となるのではないかなというふうに考えております。

終わります。

No.63 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.64 ○3番(近藤千鶴議員)

それから、先ほどの答弁の中で、豊明市では特徴的な結果、データの中で、脳血管疾患、虚血性心疾患、先ほど言われた人工透析の患者数は、愛知県に比べても多いという結果がありましたけど、その原因についてどう捉えていらっしゃるんですか。

また、その健診後の要指導となった方への対応はどのようにされているか、お願いします。

No.65 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.66 ○健康福祉部長(原田一也君)

脳疾患だとか心疾患と言われるものの原因の多くは、生活習慣病であろうかと思われま

す。
生活習慣病とは、食事、運動、睡眠の基本的な生活習慣の不摂生等の積み重ねが発症の引き金になるということは、まあ一般的に言われていることでございます。

豊明市が、なぜ脳血管疾患、虚血性心疾患、人工透析などの患者率が高いのかの原因

の分析は、非常に難しいと思われます。

しかし、これからの生活習慣の改善は可能でございます。

特定健診の結果において、指導が必要となった人には、特定保健指導を受けていただきますが、途中でリタイアしてしまわないような、さまざまな工夫を凝らしながら取り組んでいきたいと考えております。

その成果として、23年度の特定保健指導の教室授業後の生活習慣等の改善率は、約85%ございました。

教室終了後も、日常の習慣につながるようにと、ウォーキング推進グループなどの既存の健康づくり団体への参加を呼びかけているところでございます。

今後はさらに、教室参加者の自主グループ化も視野に入れ、支援していきたいと考えております。

終わります。

No.67 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.68 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、がん検診で要精検となった人への対応は、どのようにされているか、お願いします。

No.69 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.70 ○健康福祉部長(原田一也君)

がん検診受診日から約3カ月たっても、精密検査の結果の返信がない人には個人通知をし、状況の把握をしております。

23年度における胃がん検診と大腸がん検診の精検受診率は、ともに80%以上で、愛知県よりも高い状況でございました。

今後は、地元医師会にも協力を求め、さらなる受診率向上により、がんの早期発見につなげたいと考えております。

終わります。

No.71 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.72 ○3番(近藤千鶴議員)

豊明市では、本当に特定健診を踏まえてさまざま努力をされて、健康診断、特定健診の受診率も上げようと努力をされていると思うんですが、ここで1つ、先進的な取り組みを行っているところをちょっと紹介したいと思います。

尼崎市が「ヘルスアップ戦略事業」というものをされております。これは尼崎市が国民健康保険において、特定健診、特定保健指導の効果的・効率的な取り組みが図られるようにつくられた事業であります。

ここは、とても力を入れて、いろいろほかではない取り組みが目新しかったので、ちょっと紹介をさせていただきます。

11歳と14歳の方の健診も「尼っこ健診」というふうで行っております。それから、16歳から39歳の方は生活習慣病予防健診、40歳から74歳の方は特定健診、75歳以上の方は後期高齢者健診、それから「レディース健診」といって、男性の健診スタッフがみえると気が引けるとか、あと、男性と一緒に受診されるのは嫌だという、そういう声が多く、そんな方に女性だけの健診日をもって、「レディース健診デー」というものをつくっているそうです。

それから、子育て中のお母さんが、安心して健診を受けやすいようにということで、保育スペースをつくった保育スペース開設のご案内もされているそうです。

それから、豊明市では保健センターとか、あと自分の近くの医療機関にかかるという2つの方法がありますが、出前健診をしているということなんですね、ここは。

これはどういうことかという、近所のなじみの場所で顔見知りの皆さんで健診を受けたい、地域の皆さんに喜ばれるイベントを企画したいという出前健診をしている。何人か集めて、ある程度人数が集まれば、そこで健診を、市が出向いて健診をするという取り組みだそうです。

さまざまな取り組みがあるんですけど、今後、第2次の計画を立てる中で、こういう先進的に行っている事業もあるということで、紹介をさせていただきました。

それから、第1次の計画の中間評価で、医療の状況として広い年齢層にわたって受診数が多い疾患が見受けられました。これは歯や口に関する疾患ということで、歯肉炎及び歯周疾患ということで、0歳から9歳を除く全ての年齢層で受診率が多いという結果が出ております。

10代、20代、30代、40代、50代までのトップが、歯肉炎及び歯周疾患ということになっております。

この中間評価でも、重点課題として虫歯、歯周病を予防するため、歯磨き指導など、歯の健康を守る必要がありますというふうにありました。そして、本当に歯は大事なことだと思うんですけど、豊明市の健康ガイドというものを、皆さんも目にしていると思いますが、特定健診を受けてくださいということで、4月にこうやって広報の中に特別な色で、本当に健診を促しているという努力は認められると思います。

しかし、この中に、節目歯科健診、それから骨粗鬆症検診の部分があるんですけども、ここは、詳細は骨粗鬆症の検診については4月、10月の広報に掲載、また、節目歯科健診については広報5月号に掲載というふうにあります。

で、それを見ると、これは特別な色ではなく、普通の広報の中に詳細が別々に載っております。

歯の節目健診のところには、医療機関が内科とは別なので、本当に豊明市内にたくさん歯医者さんがあるものですから、ここに載って、また細かい詳細も載っております。

これを見たときに、市民の方は「特定健診があるな、ことしも」ということで、そのときに、このガイドというものを特別にこうやってつくられるなら、この中に歯の健診とか骨粗鬆症のことも盛り込んで、一緒に掲載をしてもらえれば、保健センターで申し込みたい人はちょっと早いんですけども、4月から4月19日までにとか、あと病院で受けたい人はかなり期間が、12月末まであるものですから、まず、これをとっておいて、後で行けるときに、病院に行ったときについでに申し込みをしようというふうにも思われると思います。

健康診断の特定健診の中のもの、全部これに入ってしまうと、市民の方もとてもこれを、まあ枚数がふえたりとか、いろいろ広報との内部調整が難しいのかもしれませんが、市民目線で見れば、この健康ガイドだけまず取り出して置いておけば、見たいときに、また誰かが行きたいと言ったときに、これを見て、こうだよというふうに、また教えて上げるとか、家族内でも話し合いができるのではないかと思います。

こういう健康ガイドに、まず、できない理由が何か今まであったんでしょうか、ちょっとそれをお伺いします。

No.73 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.74 ○健康福祉部長(原田一也君)

まあ議員が申されますことは、要はこの1枚でどっかに張っておけば、全てがわかるよというような形にしたらどうだろうというようなご質問だというふうに受けとめさせていただきまして、できなかった理由については申しわけございません、私、その辺は聞いておりませんので、ちょっとお答えできませんが、今後、そういう形にこれを変えていくというような検討はさせていただきたいと思います。

終わります。

No.75 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.76 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、ぜひ前向きに検討していただいて、来年度から健康ガイドに全て載るような形にしていいただければと思って要望をいたしておきます。

よろしくお願いいたします。

次に、今後の計画の中の答弁の中に、7月24日に、あいち健康プラザの津下先生という方を招いて、まず部内の、市長を初め各部の関係者、それから私たちも入れて、事前講習会を計画されているというお話がありました。

津下先生という方は、いろいろホームページとか見ている、私も以前、ちょっとこういう先生がみえるということは認識をしておりました。

簡単に紹介しますと、名古屋大学を出られて、それから現在は、23年度から愛知介護予防支援センター長ということをやられています。

そして、主な研究としては、23年度から特定健診保健指導における地域健診と保健指導実施効果の包括的評価及び今後の適切な制度運営に向けた課題克服に関する研究という、すばらしい方だなと思います。

そして今回、特定健診の保健指導のプログラムが今年度から新しく一部になったそうです。その中の健診保健指導のあり方に関する検討会が開かれ、その検討会の構成員を務められている方ということ、ホームページでも私もしりました。

この先生に来ていただいて、また、第2次を踏まえて行うということは、とてもいいことだと思いますので、第2次計画では全庁を巻き込んで策定していくことが大事なことではないかなと思いますので、この第2次計画についてとても期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、この第2次のとよあけ健康21計画の中間評価というのは、どのようにお考えか、お願いします。

No.77 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.78 ○健康福祉部長(原田一也君)

第2次とよあけ健康21計画は、まあご存じのように26年から35年度までの10カ年計画としております。

ですので、平成30年度を中間評価の年にする予定で、現在進めております。

終わります。

No.79 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.80 ○3番(近藤千鶴議員)

はい、わかりました。

それでは、第2次計画を楽しみに、また、評価の分析とかの策定にもご努力をいただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2項目目に移ります。

投票率向上に向けて、本当に本市でもさまざま努力をされてきていると思うんですけど、先進的な取り組みをしている例をちょっと紹介をさせていただきたいと思ひます。

これは市ではなく、県なのでちょっと規模が大きいんですけど、静岡県の今年度の取り組み、知事選の取り組みについて、平成21年の前回の知事選の投票率が61%、20代の投票率は36.5%と低迷。若者の投票率アップが課題となっているということで、今回の取り組みとして県内のコンビニのローソンですね、192店舗、6月4日から14日の間、レジの画面がありますよね、いろいろなチケットのお知らせとか、いろいろ流れているやつですけど、その画面や、それから店内の放送で投票を呼びかけるということをするそうです。

そしてまた、県内の大きな市である三島市、静岡市、浜松市の各市の居酒屋に、選挙啓発のコースターを配布をするという取り組みを行うそうです。

それから、千歳市なんですけど、これは5月19日に告示する、同26投票日の市長選挙で、投票率向上の取り組みをしたということです。

で、期日前投票所を今まで3カ所つくってやっていたそうです。本庁舎のほかに3カ所設けていましたが、あと1カ所、これは1日だけなんですけど、1カ所ふやして4カ所にすることに決めた。また、大手コンビニのローソンと提携して、市内に14店舗あるコンビニのレジの画面に選挙期間中、市議選の投票日や期日前投票をPRする画像を表示して、投票を呼びかけるという、こういう取り組みをしているそうです。

本当にどこの市町村も、県も、投票率アップ、また、若者の投票率向上に向けて取り組んでみえるなということがわかりました。

本市でもいろいろ工夫はされ、考えておられると思うんですけど、若い若年層の方たちの投票率を向上するという策ももう少し考えて、選挙はことしもありますけど、必ず決まった年、また市長選、市議選も4年に1回とかありますので、これは期間がいつあるか、もう大体決まっておりますので、本当に早目にこの投票率アップに向け、また期日前も、先ほど数値を答弁していただきましたけど、だんだん、ますます期日前投票も上がってくると思ひますので、それに対して取り組んでもらいたいと要望をしておきます。

それから、平成23年2月6日の、これは愛知県の知事選での選挙の中で、愛知県の選挙管理委員会がアンケートをとった結果があります。これは複数回答なんですけど、どうして選挙に行かなかったかという理由を、アンケート調査をしたそうです。

43.5%の方が選挙に余り関心がなかったから、あと、22.6%の方が面倒だったから、それ

からは、仕事があったからという方が 24.3%、あと、政策や候補者の人物などについて、事情がよくわからなかったからという方が 28.7%、主に、この大きい4つが理由として挙がっておりました。

また、ことしの3月の広報の中に、今、市民記者の方が書く記事のページがありますね。その中で本当にこれはすごく啓発にはつながっているなと思ったんですけど、「選挙に行こう」という記事が載っておりました。

ここでも、前回の衆議院選挙、総選挙の豊明市民の投票率は、全体で約 61%、うち 20 から 30 歳の投票率は全体で約 47%でした。したがって、20 代から 30 代の 8,547 人が棄権したことになります。

この記者の方は、「取材を通して、一人ひとりが政治に対する意識を喚起することで、自分たちの手で政治を変えていくことが可能であることを、今回深く実感しました」とありました。

このようなことを捉えて、今まで述べてきた投票率向上に向けての他市の取り組みとか、若年層の投票率のアップにも少しでもつながればと思い、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、投票入場はがき券の裏面に宣誓書の印刷は、費用対効果を考えてできないというお答えでしたが、ほかの方法では何かできる方法はありませんでしょうか。

No.81 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.82 ○市民生活部長(石川順一君)

市のホームページでダウンロードしていただいて印刷ができるようにということ、また期日前投票所で事前にお渡しするというようなこと、また市役所の玄関受付でも、次回の選挙からそういった宣誓書を配布するというようなこともやっていきたいというふうに考えております。

終わります。

No.83 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.84 ○3番(近藤千鶴議員)

今、受付でも配布していただけるように次回からしていただくという、すごい前向きな答弁をいただいたんですけど、高齢者の方は期日前投票所のところに行くと、まず宣誓書が置いてあるところに座って書きますよね。

そのときに、それがすごく係の方が見ているもんですから、本当に緊張して書きにくいんだという声も、以前からお聞きをしております。

それから、若い方は余り関心がないのに、いろんな事情で投票に「じゃ今回、行こうかな」と参加したときに、すぐ終わりたいんですよね、自分のやりたいことじゃないもんですから。だから、そこでまず1回座って、あそこを書いてということが、とても面倒くさいという声も聞きます。

本当にもう一步、何か宣誓書を事前に受け取る何か方法ということは、考えていただけないでしょうか。

No.85 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.86 ○市民生活部長(石川順一君)

宣誓書につきましては、基本的には住所、お名前を書いていただいて、あと当日、都合の悪い理由に丸を打っていただくということで、そんなに時間をとらない部分でございますし、実際、期日前投票においても、長く待っていただくということはないのでございますけれども、確かに、その書くことについて、皆さんの目を気にしてとかという部分は、ちょっとあるのかなと思いますので、例えばこういった今回の参議院選挙のように国政選挙等は、期日前投票の期間が長うございますので、もし、どうしても取りに行けないという方があれば、私どものほうに、総務防災課のほうにご依頼いただければお送りすることも、まあ可能かなと、検討していけることかなと、そういうふうには思っております。

終わります。

No.87 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.88 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、確認ですが、7月に参議院選挙が予定されておりますけど、この選挙から希望者の申し出があれば、宣誓書を郵送していただけるということでよかったですでしょうか。

No.89 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.90 ○市民生活部長(石川順一君)

今回の参議院選挙から、そういうような形ができるように検討してまいりたいと思っています。

終わります。

No.91 ○議長(伊藤 清議員)

近藤千鶴議員。

No.92 ○3番(近藤千鶴議員)

はい、ありがとうございました。

本当に、これは投票率向上には、すぐにはつながらないかもしれませんが、やっぱり市のほうも、選挙に参加しやすいことに努力して市民目線でしてくれているという思いが、市民の方に伝われば、少しでも、少しずつですが、投票率向上につながっていくのではないかと思います。

また、先ほどあったように、期日前投票の場所も、本市では本庁舎だけですので、その場所に応じても、ずっと長い期間じゃなくても、先ほどのように1日だけやるとか、費用のかかることですが、そういうふうにも市役所まで来るのもという方もあると思うので、そういう期日前投票所の場所の開設も、本当に前向きに検討していただきたいと要望して、今回の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

No.93 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、3番 近藤千鶴議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時56分休憩

午後1時再開

No.94 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番 山盛左千江議員、質問席にて質問願います。

No.95 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は4項目質問を用意いたしましたので、ちょっと早口になったり、あるいは一部、質問を飛ばすところがあるかもしれません。皆さん、よろしく対応をお願いしたいと思います。

まず、子宮頸がん予防ワクチンの問題について質問をいたします。

通告では、ワクチンの有効性と安全性、さらに期待できる死亡率の減少効果などを書かせていただきましたが、説明に時間を要するかもしれないというふうに私が予想して、あらましを申し上げたいと思います。

それを聞いていただいて、もし当局の見解と違うところがありましたら、ご訂正をいただければと思いますので、お願いいたします。

まず、子宮頸がんワクチンについて、簡単に説明をしたいと思います。

結構、これは誤解されている方がいらっしゃると思います。

このワクチンは全ての子宮頸がんを予防するものではありません。ハイリスクウイルスが15種類ありまして、そのうち16型と18型のみ予防するものです。その2つのウイルスの感染率は50から70%と言われております。

日本人女性から、このワクチンはヒトパピローマウイルスと言いまして、HPVというふうには略されておりますが、16型の検出の割合は0.5%、18型は0.2%、合計で0.7%というふうにと言われております。感染しても、90%は自然排せつされていくウイルスであります。

また、このHPVのウイルスは性行為による直接感染であります。

済みません、何かいろいろ声が聞こえるんですけど、済みません、静かにお願いします。

性行為による直接感染で、他のウイルスのように空気感染や飛沫感染ではないため、公衆衛生の点からも、異質なワクチンというふうにご理解をいただいてよいかと思います。

子宮頸がんの罹患者は2008年で9,747名、同じ年の女性の総人口6,544万1,000人で割ると0.00014894、つまり10万人当たり14.9人となります。

死亡率につきましては、2011年のデータで2,737人、これを同様に計算いたしますと、10万人当たり4.2人となります。

感染率を罹患率、そして死亡率に掛けていきますと、このワクチンは10万人当たり8.9人の子宮頸がんの罹患リスクを減らし、2.5人の死亡リスクを減らすことができるというものです。

今、私が申し上げた数字は、HPVワクチンに関するファクトシート、すなわち国が出した統計、それから厚労省のホームページ、統計局の資料、さらには国会での発言をもとにしたものであります。

今の内容で、もし間違っていることがあったら、後からご指摘いただきたいと思います。

これがどちらかというとベネフィット、すなわちワクチンの便益性の部分であります。

今度はリスクの部分を上申します。

2013年5月16日に開かれました、厚生科学審査会予防接種・ワクチン分科会副反応の検討部会で配付された資料をもとにしております。

サーバリックス、これはただいま、豊明市でも予防接種されております1つのワクチンの名前です。

サーバリックスの副反応件数は1,705件、そのうち重篤なものが795件、うち2名が死亡です。

ワクチンの出荷量により推計した接種者は258万人というふうに国は計算しております。10万人当たりの重篤な副反応発生率は28.7人となります。

ガーダシル、これも同じようにワクチンですけれども、こちらの副反応の数は263件、うち重篤なものが83件、ワクチンの出荷量により推計した接種者、これは70万人とのことで、10万人当たりの重篤な副反応発生率は11.9人となります。

サーバリックスの重篤副反応発生率は、インフルエンザワクチンの約52倍に上るといふふうに国会でも答弁がされております。

ベネフィット、そしてリスク、双方を比較いたしますと、リスクは10万人当たり、軽度のもも含めれば、66.1人の方に何らかの副反応を起こし、28.7人に重篤な副反応を起こす。湿疹などを除くと3.9とも、5.3とも、いろいろ数字が出ております。これも国会で答弁された会議録より使わせていただきました。

ベネフィットは、年間10万人当たり8.9人の罹患リスクを減らし、年間2.5人の死亡リスクを減らす、先ほど申し上げたとおりです。

有効性と安全性、さらには死亡率の効果などについて、私はこういう見解を持っておりませんが、間違いないでしょうか、お願いいたします。

No.96 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.97 ○健康福祉部長(原田一也君)

私どもが厚生労働省から発表されております資料を見ましても、そのとおりの数値が出ております。

終わります。

No.98 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.99 ○12番(山盛左千江議員)

国は、さらにこうしたものを出しております。

ここに書かれている、これは全部で67ページあります。1つの紙に22とか25人ぐらいの

データが書かれておりますが、これは全て副反応のリストです。国が出しているものです。これを計算してみました。その数字が驚くべきものでした。

サーバリックスの副反応、先ほど言いました 1,705 件のうち、重篤とされるものが 795 件の 46.6%が重篤に当たるということがわかりました。この数字が物語るものは何なのかということ、強くご認識いただきたいと思えます。

副反応で報告されたうちの重篤率が 46.6%、非重篤率が 53.4%ですけれども、非重篤率が、なぜこれほど重篤に比べて少ないか、それは被害者の方がワクチン接種による副反応だということ、これを自覚していらっしゃるからだろうというふうに言われております。これはまた後から触れてまいります。

こういった状況の中で伺いたしますが、対象者への情報提供、副反応情報も含めて豊明市としてはどのように考えていらっしゃいますか、お願いいたします。

No.100 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.101 ○健康福祉部長(原田一也君)

豊明市にしましても、今年度から定期接種になったということをお考えますと、接種を希望されるご本人、もしくはその家族に、やっぱりこの接種をすることによるリスク、そういったものを情報提供をしていくこと、これも大切なことであろうというふうにお考えしております。

終わります。

No.102 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.103 ○12番(山盛左千江議員)

じゃ、少しお伺いしていきますが、製薬会社も、まあ厚労省もなんですが、次々にワクチンの副反応というか、怖さといっちゃいましょうか、そういったことの内容を更新しております。

これはサーバリックスの製薬会社が出した添付書類です。ワクチンと一緒についてくるものです。この中に予防接種の効果は確認されていないとか、それから定期的な子宮頸がん検診のかわりとなるものではない、本予防効果の維持期間は確立していないというふうにはっきりと書かれております。

さらに、最近ですが、これは国が出したものです。

医療品や医療機器等の安全性の情報ということで、厚生労働省の医薬食品局が5月 28 日に公表したもののの中に、この2つのワクチンのことが触れられています。

それで、アデムと言われる症状ですけれども、急性な、何て言うかな、まあ簡単に言えば、発熱があったり、頭痛があったり、運動障害を起こしたりという、そういういろんな副反応が出るものですが、そのアデムという症状、それからギラン・バレー症候群、すなわち手足に力が入らずに、歩行困難や立つこともできなくなるという、そういうものですが、この症例が出てまいりましたので、こういったものも、副反応として住民にしっかり知らせるというようなことで、公表をされております。

次々に、こういった情報が出されておりますが、今、ワクチン接種を希望されるご本人や家族に、リスクを十分伝えていく必要がある、大切であるというふうに言われましたが、その内容についてどのような見解をお持ちでしょうか、お願いいたします。

No.104 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.105 ○健康福祉部長(原田一也君)

厚生労働省が出しております保護者向けの情報提供の中でも、ワクチンの有効性とリスク、接種上の注意を明記しています。

その上でHPVワクチンの接種は強制ではないこと、有効性やリスクについて十分に理解した上で、接種を受けるかどうかを判断するようという紹介がされておりますので、そういった形で周知を図っていきたいというふうに思っております。

終わります。

No.106 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.107 ○12番(山盛左千江議員)

慎重な対応をお願いしたいところですが、少し今までに私のところに寄せられた情報を、その本人たちへの情報提供の1つとしてお使いいただければと思って、紹介させていただきます。

ワクチン接種により2つの型、16型と18型を抑えたとしても、ほかの型に感染することがある。要するに、これは子宮頸がんを予防するものではないということを、1つお書きいただきたいのと、日本の場合、16型は結構多いですが、18型よりも33型、58型のHPVの感染のほうが、実は子宮頸がんになられた方の細胞摘出によって多いということが既にわかっております。

さらに、ワクチン接種時に既にHPVに感染している場合、すなわち性体験を持っているお子さんのことを言うんでしょうが、そうした場合のがん化が促進される可能性が疑われ

ているということです。

このHPVワクチンの接種を急がなくても、これは直接感染でしか広がりませんので、急ぐものではないという、先ほど強制ではないというふうに言ってくださいましたけれども、本当にその子の生活というか、そういったものをよく見ながら、タイミングを図って接種していただければよいということ、重ねて皆さんにお伝えいただきたいというふうに言うておきます。

ワクチンで予防できるのは、本当に限定的でありますので、そのことだけではなく、がん検診こそが重要であるということも、あわせてお伝えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

No.108 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.109 ○健康福祉部長(原田一也君)

議員が申されますように、このHPVワクチンは定期接種になりました。当然、副反応についても、いろんな国からを初め関係機関からの報告等で心配される部分もあります。そういったことも十分あわせまして、チラシ等には注意書きを加えるとともに、がん検診の重要性についても十分、今後図っていきたいというふう考えております。

終わります。

No.110 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.111 ○12番(山盛左千江議員)

今、担当課がお持ちの重篤な副反応の例というものを、少しご紹介いただければと思いますので、お願いします。

No.112 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.113 ○健康福祉部長(原田一也君)

これも、厚労省からの資料でございますが、サーバリックスによる重篤例としまして、平成23年8月30日に接種された方が強迫性障害、いわゆる反復性の机たたきといひます

か、いわゆる、けいれんとか、そういったような類いのものだと思います。

それと、23年9月にも同じように、サーバリックスによる重篤例として、全身の震え、発熱が40度、全身の脱力、頭痛というようなサーバリックスに関する重篤例については、報告をいただいております。

またガーダシルにつきましては、平成24年8月に感覚障害、また同年10月には異常行動というようなことで、重篤例として報告をいただいておりますし、また、ほかにも重篤例はありますが、重立ったものを紹介させていただきました。

終わります。

No.114 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.115 ○12番(山盛左千江議員)

製薬会社とか、その関連企業から一切、補助金や寄附をいただいていない研究機関が出した雑誌の一部ですけれども、が、あります。

この中には、いろいろ貴重なことが書いてありまして、今の重篤な副反応に関連するんですけれども、これは特に精神神経系にたくさん障害が出るというふうにグラフが書かれております。

これはもう日本だけではなく、オランダやイギリスやアイルランドや、日本よりもさきに予防接種を行っている国のデータが示されたグラフを参考にしているものです。

この中で自己免疫疾患というものがあります。すなわち自分の正常な細胞、まあ神経を、ウイルスだというふうに認識して、そこを攻撃していくという、そういう症状です。これが一番多いというふうにデータが出されております。

これは自発性の反応でありまして、接種して何日後に必ず出るとか、すぐ出るものではありません。受けたワクチンの効果がどこに、どのように効いていき、それがどの神経に、どの細胞に悪さをするかというのは、これはわかりません。すなわち、因果関係が証明しにくい副反応だというふうに言われており、ですから、報告のおくれ、漏れにつながっている部分だというふうな指摘もございます。

今後、皆さんにお知らせしていく中で、このとてつもない恐怖だと私は思いますが、そういった部分も含めて十分伝えられるのかどうか、どのように伝えられるのか、果たしてペーパーだけでそれがかなうのかどうか、どんな見解をお持ちかお願いいたします。

No.116 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.117 ○健康福祉部長(原田一也君)

確かに、昨年度から任意接種で始まりました、この予防接種でございます。そのときには、こういった副反応についての周知が徹底されていないというようなことも考えられます。

そこで今年、新聞等でこの子宮頸がんワクチンの副反応等について報道があった。それを受けて本市においても1件、接種後の副反応と思われる報告がされております。結果、藤田保健衛生大学病院のほうで受診していただいたら、まあ違う細菌によるものだというようなことではございましたけれども、接種後の発熱等がありましたので、市としては報告ということで、国のほうに報告させていただいております。

まあそういったような事例が今後出てくるかもわかりませんので、そういった報告について改めてアナウンスするということは、今の段階では考えておりませんが、報告については逐次、精査をする形で考えておりました、場合によっては、国に報告を上げていくというようなことをしていきたいというふうに思います。

終わります。

No.118 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.119 ○12番(山盛左千江議員)

このことは、大きな副反応の被害者が出たということから、特に東京圏で活発に運動がどうか、広がりを見せております。

国会でも、もちろんこのことが議論されておりました、文教委員会で義家政務官が答弁をいたしました。教員や養護教諭に対する情報提供、それから子どもたちへの正しい教育、さらに状況調査を開始するという3つが主な答弁でありました。

その3つ目の状況調査について、6月の7日ですけれども、文部科学省から都道府県学校保健主管課宛てに依頼書が出されました。

豊明の教育委員会のほうに、それはこれですが、こういったものが届いているでしょうか、お聞かせください。

No.120 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.121 ○教育部長(津田 潔君)

結論を申しますと、まだ届いてございません。

ただし、6月7日に全国の都道府県の教育委員会にその実地調査を指示したということは、情報としてキャッチしております。

以上です。

No.122 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.123 ○12番(山盛左千江議員)

この締め切りが何と7月31日ということで、学校が夏休みに入るのは10日前ですので、今から非常に短い期間の中で調査が求められるという、そういう状況だということを、ひとつご理解をいただいた上で質問をいたしますが、これは学校向けと、それから当事者というか、保護者向けと2つのパターンになっているようです。

その中に、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連していると思われる症状を自由記載してくださいという欄が設けてあります。

先ほど申し上げましたが、自分自身がその副反応だということを気づかない、どういう副反応があるのかという情報が、当事者や保護者、あるいは世間一般に広がっていないものですから、どのようにここを自由記載欄で書くだらうかということが、1つ問題になってまいります。

そのことについて、教育委員会としてはどのような策をお考えでしょうか、お願いいたします。

No.124 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.125 ○教育部長(津田 潔君)

先ほど申しましたが、詳しい質問事項はまだ入手してございませんが、今、議員がおっしゃられるように、中学生本人とか保護者宛ての質問事項につきましては、自由記載、副反応の実態、どのような症状が出るのか、この辺をしっかりとアンケートを、アンケートといいますが、実態調査を行う前に、適正な判断により回答できるような、何らかの学校からの説明が必要である、そのように考えております。

以上です。

No.126 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.127 ○12番(山盛左千江議員)

その学校からの説明というのは、文書による子どもを通しての保護者へのプリント配布ということではなく、直接、保健師であるとか養護教諭であるとか、そういった方たちからの説明というふうに理解してよろしいでしょうか。

No.128 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.129 ○教育部長(津田 潔君)

その辺は一度、説明の仕方は検討させていただきたい、そのように考えております。
以上です。

No.130 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.131 ○12番(山盛左千江議員)

大変これは膨大な量になりますし、専門的なこともありますし、難しいとされております。

まず、性交渉によるものでしか感染しないということ、なぜ中学校1年生の子どもにワクチン接種を定期接種されるのか、そこからの説明が教育的な観点から求められてくるわけです。

その点について、実は先ほどちょっと申し述べ忘れましたが、これはウイルスの感染だけによって子宮頸がんにはなりません。喫煙であるとか、あと白血球の型のようなものも関与しているというような研究もされております。

ですので、なぜ13歳の中学校1年生の女の子に、このワクチンを打つのかということの説明というのは、非常に難しいというふうに思います。

ですので、打つ、打たないの判断の前に、このワクチンの有効性、リスクをきちっと伝えることでなければ、教育現場としては非常に難しいのではないかと考えておりますので、プリントを配って終わりではなく、きちっと説明の場を設けていただければと。

特に、うちの保健センターに聞きましたところ、要望があれば、学校に出向いて説明することは、やぶさかではないというふうにも伺っておりますので、そのような進め方をお願いしたいと思います。

それは、後から答弁をいただきたいんですけども、本ワクチンは今申しあげましたよう

に、いろいろリスクが高いということがわかってまいりました。

もう少し国は調査をしていくんだというふうに申しておりますが、それまでの間、一時ワクチン接種を中止するというお考えがあるかどうか、お願いいたします。

No.132 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.133 ○健康福祉部長(原田一也君)

平成 25 年度から、このワクチンは定期接種に位置づけられました。

議員が申されますように、いろいろと副反応の問題があり、今後の接種はどうなるんだろうかということは、私どもとしても注視しているところでございますが、5月に行われましたワクチンの副反応検討会の模様も、私、インターネットのほうで見ることができました。そのときには、結果として定期接種は継続というような結論が出されております。

そういった結果を踏まえて、私ども1市町村が単独で接種を中止するというようなことは、なかなか難しいであろうというふうに考えておりますので、今の時点では現状のまま、継続というふうな形で進めたいと思っております。

終わります。

No.134 ○議長(伊藤 清議員)

津田教育部長。

No.135 ○教育部長(津田 潔君)

中学生への説明につきまして、健康推進課、保健センターのほうで、そのような説明、学校まで出向いての説明方法がとれるというふうであれば、一度担当課と教育委員会と協議してみたいと思います。

以上です。

No.136 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.137 ○12番(山盛左千江議員)

このワクチン接種は3回、半年のうちに3回打つことになっております。1回の接種は1万5,500円、3回ですので4万6,500円のコストがかかっております。

豊明市は25年度1,705万円、1,100回分の予算を計上しております。一応これは交付税

の算定基準になっているということではありますけれども、今後、交付税が減らされていくというような流れの中で、この1,700万円が国から確かにいただけているということでは、市の持ち分も一部ありますので、ということではありません。

予防接種というのは、自治事務というふうに伺っております。勧奨は法律が定期接種である以上、勧めるということ、やめることはできないだろうというふうに理解はしておりますが、その内容、方法については、自治体が考えればよいということになっております。

高いリスクがありますので、はがきで高校生にしたように、受けてくださいねという個別勧奨をしないとか、もう少し定期接種であっても、ほかの予防接種はそこまではやっておりますので、子宮頸がんワクチンだけ、そこまで懇切丁寧にやる必要があるのかということも、全体の中で考えて進めていっていただきたいというふうに思っております。

とりあえず、この件については終わって、次の健康寿命を延ばすためにという質問に移ってまいります。

平均寿命と健康寿命の差を縮めることは、誰も望むところです。平成22年、その差は男性で9.13年、女性で12.36年というふうに公表されました。平均寿命と健康寿命の差は、健康に問題を抱えて日常生活にさまざまな制限が生じる不均衡な期間に相当し、その差が大きければ医療費や介護給付費など、社会保障も増大していくということは、言うまでもないことです。

今回、この質問をするに当たっては、当市がいろいろとられております健診や予防事業の効果、医療費や介護費用にどのようにプラスに影響しているのか、そのことに興味を持ったからであります。

まず質問は、「とよあけ健康基本計画21」について行います。

先ほど、近藤千鶴議員への答弁の中で、一部重なるものがありますので、そこを除きまして聞かせていただきたいと思います。

「健康21」の中には、70歳未満で1日平均30分以上歩く人を55.7%から65%に伸ばす。それから、高齢者の70歳未満の肥満者を16.4%から14.8%に減らす。国民健康保険の加入者70歳以上、1人当たりの診療費を3%減少するなどなどが書かれております。

先ほどの千鶴議員への答弁からいくと、こういった最終的な評価と申しましうか、は、行っていらっしゃらないように聞き取れたんですが、答弁をお願いいたします。

No.138 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.139 ○健康福祉部長(原田一也君)

先ほどの近藤議員への答弁に重なる部分もあるかもわかりませんが、平成24年度は最終年ということで、「とよあけ健康21」というのを策定してまいりました。

24年度において、本来であれば評価をまとめるところでございますが、あいち健康プラザの委託を受けて、あちらのほうと協議をしたところ、25年度に特定健診等のデータを活用して分析していくと。

通常ですと、アンケート調査等で改善の有無等を聞き取りながら評価を出すところでございますが、方法としまして、特定健診のデータを活用するというところで、あいち健康プラザのほうの指導を受けましたので、現在、その最終評価について取りまとめを行っているところではありますので、具体的な目標数値が達成できたかどうかについては、現在のところ、わかっておりません。

終わります。

No.140 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.141 ○12番(山盛左千江議員)

先ほど、近藤議員が企画の段階からたくさんの市民が参加して、地域が、住民が主体的に計画をつくったんだという策定のあり方を絶賛していらっしゃいましたが、最終的な評価が当初定めた目標、それが達成できているかどうかすら検証しないということには、正直いって驚いておりますし、この計画が、では何だったのかなというふうに変心配をしているというか、まあ残念なところですけども、済んだことは言っても仕方がないので、医療費あるいは介護認定者数に何らかのプラスの要因があったかどうか、その辺のご認識はいかがでしょうか。

No.142 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.143 ○健康福祉部長(原田一也君)

国民健康保険の給付費とか医療費、あと介護保険の給付費については、高齢者人口が伸びておるといふこともありまして、年々増加傾向にはあります。

そこで、「健康21」のほうでは、いろんな事業をやっておりますが、確かにウォーキングだとか、あと食育のサークルの活動だとか、あと筋力トレーニングだとか、いろんな教室をやっておりますが、そういった教室は、あくまでも急速に効果があらわれる事業ではないというふうには思っております。

いわゆる継続して、少しずつ成果があらわれてくるという認識のもとに行っておりますので、今、じゃ昨年と比べてどうだと言われましても、給付費の増加が、はるかに速いスピードで進行しているというような状況は否めません。

終わります。

No.144 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.145 ○12番(山盛左千江議員)

その点については理解できない部分ではありませんので、ただ介護保険の部分についてちょっと調べてみました。

平成 21 年から 23 年の3年間ですけれども、日進と豊明です。豊明の第1号被保険者、すなわち 65 歳以上の方の人口は 2.09%ふえました。日進は 21 年で2%、22 年、23 年と、その3年間で比較すると、豊明は 9.4%ふえ、日進は 19%ふえたという数字が出ております。非常に 65 歳以上の人口が、日進のほうがふえ率が高いということです。

それから、認定者数ですね、要介護が必要だというふうに認定された人数については、豊明と日進を3年間で比較しますと、豊明は 13.8%、日進は 15.3%ということで、日進のほうが認定者が出た率が全体としては多いということになっています。

ただし、個別に年度ごとで見ていきますと、豊明の 21 年は 12.3 で、日進が 5.9 だったり、まあ 23 年はすごく大きいですね、12.8 と 6.0 とかということで、なぜかしら、まあ率ですのでね、人数ではないので、豊明のほうが、65 歳以上がふえる率はさほど高くないけれども、認定者は多く出ているという、年度で、個別で見ると、そういった傾向もあります。

じゃ、今度は給付費を見ますと、豊明だと 14.9、日進だと 19%ということで、給付費についても、日進市のほうがふえ率は急であるということが見てとれました。

これが、予防効果が出ていると見るのか、それともどう見るのかというところの分析を、今後担当でしていただいた上で、どのような予防事業を誰に対してすべきかということを決めていっていただければなというふうに考えております。

まあ医療費や介護保険が即つながらないということは承知しておりますので、今の数字などは担当もお持ちだと思いますので、十分な分析を、この場ではお願いをしておきます。

ところで、本市の健康寿命というものは把握していらっしゃるでしょうか、お願いいたします。

No.146 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.147 ○健康福祉部長(原田一也君)

今、手元に資料を持っておりませんので、すぐに確認させていただきます。

No.148 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.149 ○12番(山盛左千江議員)

では、お願いします。

本市の、先ほど他の議員も触れましたが、特定健診の受診率は、県内ではどちらからといえば高いほうで 42.2%、県平均より 6.4 ポイント高い。生活習慣の改善の必要がある人は、受診者のうち 40 代が 20.8、50 が 17、60 代が 13.3、70 から 74 が 12.5 ということで、健康診断を受けた人の中で生活習慣病の心配がある人は、若い人のほうが多いというような数値結果は出ております。これは受診者との割合の関係ですので、一概にここにとられるものではありませんが、ここからです。

この特定健診の指導を受けた人の割合が、若い人は 8.7%、高齢になるほど、たくさんの方が指導を受けてくださって 32.4%ということになっています。

改善が必要だけれども、次の指導に移行できないというところが、今、問題になっているわけですが、ここをどう高めていくか。

指導を受ければ平均で、先ほど答弁もありましたが、84.7%の方に効果が出る。指導さえ受ければ効果が出るということもわかっています。指導が必要な方に、いかにその生活習慣改善のためのコース、そういうところに入っていただけるか、そこの部分についての何か策がございましたら、お願いいたします。

No.150 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.151 ○健康福祉部長(原田一也君)

特定保健指導におきましては、にこにこスリム教室を開催しておりますが、食事指導 7 回、室内での軽運動 12 回、屋外でのウォーキングを 7 回開催し、受診機会を多くし参加しやすくしております。

また国の基準では、6カ月の期間としていますが、10 カ月間参加できるようなプログラムとしております。

内容や期間についても、他市に比べ手厚い内容となっております。

また、特定保健指導を途中で参加しなくなってしまう方の予防対策としまして、初回の保健指導時に希望者には個別に健診結果の説明会を行い、健診結果の数値の説明や、このままだとどうなるかを説明し、生活習慣の改善の必要性を本人に伝えております。

また、食事指導も表や数値の説明だけでなく、実際の食品を使ったり、バランスのよい食事を試食したりして興味を持ち、飽きない内容としております。

終わります。

No.152 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.153 ○12番(山盛左千江議員)

今、ご披露いただいたのは、そのメニューの部分ですね、指導のメニューのことで、いかに指導に導くかというところが、1つ問題だというふうに思っていますが、3月につくられました豊明市スポーツ推進計画の中に、この部分が触れられています。

スポーツによる生活習慣病予防事業ということで、関連機関と連携をとり、健康な体力づくりを目指したスポーツ教室、ウォーキング等を実施し、生活習慣病の予防を図る。

それから、特定健診指導対象者への情報提供、スポーツ教室やイベントの情報提供などを行いますというふうに書かれています。

最初に述べましたほうは、25年度継続実施ということになっておりますので、既に行われているということになっており、特定健診指導者への情報提供は25年度検討し、26年度実施というふうになっております。

何をやるんでしょうか、お願いいたします。

No.154 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.155 ○健康福祉部長(原田一也君)

まあウォーキング推進グループが開催をしています、市内ウォーキングへの参加を積極的に勧めて、特定保健指導でウォーキングに参加した習慣が継続できるように努めております。

また、スポーツ推進計画の中では、新たなスポーツとしてノルディックウォークなるものも予定しております。

終わります。

No.156 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.157 ○12番(山盛左千江議員)

今言われたようにウォーキングというのが、随分と効果があるというのは、本当に今、新聞でどんどん出ておまして、1日40分歩くことによって、65歳以上ですが、がんや認知症のリスクが2割減らせるというような記事、糖尿病が減ればがんリスクが減るとか、それから歩いて笑って追い払おうとか、本当に体操やウォーキングということと医療費、そして健康増進、すなわち健康寿命の延伸ということですが、こういったことがどんどん研究をされて発表されていきます。

今のスポーツ推進計画を見ますと、ちょっとすごい消極的なんですけど、成人の方に週に1日以上スポーツ実施率を、今の35.5%を10年後に60%にすると。週に1日以上と、1日でもいいんですよ。週に1日ではだめなんですね、これ。毎日40分で効果が出ますよと言っているんですよ。

だから、いかに、こちらに近づけるかということがなくてはいけないと思うんですが、まあ推進計画はもう既にできてしまったので、そんなことを言っても仕方がないですが、これを実施するに当たっては、1日ではなく、特に年齢に合わせて、もっと頻度を上げていただくような働きかけをお願いすべきだと思いますが、今後、「健康21」をつくっていかれる立場の方としては、今のいろんな情報というのは、どのように捉えて計画につなげていかれるか、お願いいたします。

No.158 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.159 ○健康福祉部長(原田一也君)

情報は1カ所、2カ所ではなくて、いろんな方面から収集しながらやっていくべきだと考えておりますので、そういった議員が申されますようなデータについては、フルに活用しながら、計画に反映していきたいというふうに考えております。

No.160 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.161 ○12番(山盛左千江議員)

市内には40近い団体やサークルが、ウォーキングや軽い体操を行っており、850人もの方たちが参加していらっしゃるということは、調べたところわかりました。

ここをどうつなげるかというところが、大変重要になりますので、しっかり計画をつくっていただきたいと思います。

それから、体育館が平成26年から指定管理者に移ってまいります。ここでスポーツ施設

の貸し館的な部分に終始していても、もったいないもんですから、いかに特定健診後のフォローアップだとか、地区やサークルの健康増進に動いていらっしゃる団体の人たちにアドバイスをするとか、プログラミングをしてあげるだとか、そういったところにスポーツと健康をしっかりとつなげていっていただけるような、指定管理者の選定基準と申しましうか、条件にしていくことが重要かなと思いますが、いかがでしょう。

No.162 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.163 ○教育部長(津田 潔君)

体育館の指定管理につきましては今現在、その導入の進められているところでございます。

今、議員がおっしゃるように、ただ指定管理者が貸し館業務で鍵の受け渡し、料金の徴収のみでは、やはりメリットが少ないというふうに考えております。

各種スポーツイベント、そちらのほうについても、応募条件の中で考慮いたしまして、スポーツによる健康増進、その辺の企画メニューも、これから応募条件の中で検討していきたい、そういうふうに考えております。

以上、終わります。

No.164 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.165 ○12番(山盛左千江議員)

健康寿命についていろいろ調べていたところ、藤田保健衛生大学病院の橋本修二教授が国の研究のご協力をなさっている報告書が見つかりました。

「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する調査」の報告書でありました。

本当に身近なところの保健衛生大学が、まさしく今、これから豊明が取り組もうとしている、まあ全国ですが、ということについて、先駆けて研究をし、発表をしていらっしゃいました。

こことタッグを組んで医療費抑制、あるいは健康増進は、もう本当に避けて通ってはもったいないというふうに思いますが、この点についても今後進めていただけるよう、これはお願いをしておきたいと思っております。

次に、南海トラフ巨大地震の対策に備えてをお伺いいたします。

この件についても、他の議員が既に質問をしておりますので、すぐ中身のほうに入りたいと思います。

現在、予想されている避難者数、備蓄数は、どのような基準でつくられたものなんだろうか、お願いいたします。

No.166 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.167 ○市民生活部長(石川順一君)

現在の防災計画につきましては、避難所ごとに一時、初期、長期に分けて、その收容人員を算出しております。

終わります。

No.168 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.169 ○12番(山盛左千江議員)

避難予想者数というものが公表され、公表って変ですね、今既にある計画の中に書かれています。

それは区ごとでありましたので、避難所ごと、小学校、中学校の避難所ごとにはなっていませんでした。なぜ、これが避難所ごとに人数が把握されてないのか、それは非常に疑問でしたが、町内や区を切り分けながら、各小学校区にどのくらいの避難者を受け入れなければならない今現在の予想になっているのかを、数字を出してみました。

すると、びっくりしたことがありました。3つの小学校で、まあ初期はグラウンドですので、それはいいです。初期、体育館の中も收容を考えると、1つの学校は初期で330人、長期で220人受け入れる收容可能人員、今、部長が答弁された人数が220です。それに対して避難者数は514人です。どうするんでしょう。

もう一つの学校は、同じく体育館の規模が同じなんだろう、長期の場合は220人受け入れることができますが、避難者数は347人でした。ここもあふれます。

もう一つ、同じく220人受け入れることができる学校で、302人という数が出ております。これは完全にオーバーする学校が3校、それから危ないなと思う学校も3つありました。220人に対して185、250人に対して233、220人に対して171という数字でした。

避難者は、今既につかんでいらっしゃる避難者は多分、東海、東南海のレベルの避難で、倒壊あるいは全壊のお家、棟数から人数を割り出したものだろうというふうに私は推

測をしております。

すなわち、高齢者、ひとり暮らしの人たちがライフラインが絶たれたことによって、避難所に行かれるという数字は見えていないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

No.170 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.171 ○市民生活部長(石川順一君)

今までの数字から、先日出ました最終報告による数字がございまして、今年度、私どものほうでも被害想定を行いますので、その結果に基づいて各区ごとの避難者を出していくわけがございましてけれども、避難所の人数については、避難所のキャパシティーというんですか、その問題がございまして、一時的に避難にみえる方に帰ってほしいとかということではできませんけれども、初期避難に至るまでについては、その避難所のほかの避難所等で少ないところがあれば、そちらへ移動していただくですとか、そういったことはできるのではないかと。

それから、先日の最終報告にもありましたけれども、高齢者とか家屋が倒壊された方を優先して受け入れて、そうでない方は、もし耐震性のある家屋に住んでみえる方であれば、お家で避難していただくというようなことも考えられるのかなと考えております。

終わります。

No.172 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.173 ○12番(山盛左千江議員)

6月3日の中日新聞はごらんになりましたでしょうか。被害者の選別をどう判断するかという記事で、それはできない。東日本大震災の経験からそれは無理だと。特に行政の方が、あなたは家が壊れていますか、家族はいますか、早く帰ってくださいとはできないということは、もう経験上ははっきりしているわけです。ここに答えはあります。

避難所の指定避難所以外に避難所として活用できる場所があるかどうか確認すること、そこを第2の避難所というふうに準備しておくことというふうに書かれておりますが、いかがでしょうか。

No.174 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.175 ○市民生活部長(石川順一君)

確かに、その新聞記事によりますと、その場で、現場の場所でパニックになっている方に戻ってくれとか、そういうことができないことは、もうこれは重々承知しております。

ただ、事前の避難訓練とかで、こういう状況であり、そういうことがありますよという訓練の中での周知、そういったことはやっていく必要があるんじゃないかなというふうには考えております。

ただ、今おっしゃられましたように、今の避難者を受け入れられない状況では難しい、困りますので、それはまた今年度、被害想定をして、必要であれば、来年度の計画の中に何らかの形で入れ込まなきゃいけないかなと、そういうふうを考えております。

終わります。

No.176 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.177 ○12番(山盛左千江議員)

豊明市には、地域にですが、何々会館、何々公民館、コミュニティセンター、そういったものがたくさんあります。

その中で耐震診断、耐震改修までできているところもたくさんあります。特に、あふれ返るということが予想されている避難所については、その周辺の地域が持っていらっしゃる、区が持っていらっしゃる施設を、第2避難所ということに位置づけていくことが必要であるというふうに思いますので、今後の計画の中でぜひ、やっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

さらに、避難物資なんですけど、これもまあちょっと申し上げにくいんですけど、一番わかりやすいのは毛布ですね。避難者を514人受け入れなければならないはずの避難所で、毛布が360枚しか用意してない。計画を見ると1人2枚というふうに書いてありますので、とても間に合っていない。

で、ある学校は、37.6人避難者を受け入れる予定になっています。そこには1,130枚の毛布が備えてあります。これは一体どういうことなのかと、この点についても今後、見直しをしっかりとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.178 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

No.179 ○市民生活部長(石川順一君)

毛布、食糧品の備蓄についても、先ほど申し上げましたように、避難所のキャパシティがございますので、その区全体の人数分はご用意しておりませんが、まあ考え方として2つございまして、1つは、先ほども申しましたけれども、足りない部分があればほかの避難所から持ってくるようなこと、もう一つは、大きな避難所、たくさん予想されるところにたくさん持っていってしまうと、もしそこが被災したときに使えなくなってしまう、多くの量の物資が使えなくなってしまうというようなこともございますので、均等に分けておる部分もございますけれども、今後はまた、それも検討してまいるといふことで考えております。

終わります。

No.180 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.181 ○12番(山盛左千江議員)

これから避難予想も被害予想も変わってまいりますので、そういった避難する場所、それから何もかも行政ができないということは承知しております。どこまでできて、どこまでできないのか、どこを共助、自助でお願いしていくのか、その線引きをまず示していただかないと、私たちも準備を何をしたいのかわからないというふうになります。

その新聞に家庭で3日間の備蓄をしているのが何%かという記事も、ここに書かれていました。豊明市の家庭の備蓄率というものをつかんでいらっしゃるのかわかりませんが、今後、こういったことにもきちっと着眼をして備蓄をお願いしていく、それをすることによって、避難所の備蓄数がある程度制限しても構わないということにつながりますので、この点についても要望をしておきたいと思っております。

最後の質問になります。

生活保護引き下げの対応はできているかという点であります。

これは3月議会で他の議員も質問しておりましたので、内容を申し上げることは控えます。

基準を引き下げることにより、影響の出る部分はどういったものがあるのか、それに対する対応は考えていかれるのかどうか、答弁をお願いいたします。

No.182 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.183 ○健康福祉部長(原田一也君)

議員のご質問にお答えする前に、先ほど私が答弁できなかった部分、いわゆる健康寿命の件でございます。

豊明市としては、健康寿命については公表しておりません。といいますのは、県がこの健康寿命をつくりまして、それが男性 71.74 歳、女性が 74.93 歳ということで、市独自の健康寿命が出るかということでございますが、県のほうでは出されないということでしたので、豊明市としては健康寿命を持っておりません。

それでは、生活保護の基準の引き下げについての影響とその対応ということでございます。

まず、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金でございますが、低所得者の軽減基準の判定に生活保護の基準を準用しておりますが、25 年度については現行どおり、影響がありません。

26 年度以降は、税制改正において対応します。

高額医療費の限度額の区分についても、同様の対応となり、25 年度は影響がありません。

2つ目として、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の制度では、生活保護の受給者は適用除外となっております。生活扶助の基準額が引き下げになっても、生活保護の受給者数にほとんど影響がないということでございますので、健康保険などについても影響がないと考えております。

まあ同様に、介護保険でも同じようなことが言えるかと思えます。介護保険料は生活保護受給者でも支払い義務はあります。仮に生活保護の基準が引き下げになったことで、生活保護の受給停止となった場合、該当年度は介護保険料額には影響はありませんが、受給廃止になった月からは保険料の支払いが自己負担となります。

まあ来年度以降についても、生活保護基準引き下げによる影響はないと思われま

す。保育についてでございますが、生活保護基準の引き下げについて、現在のところ、どういう対応をとるのかということが発表されておられませんので、なかなかお答えするのが難しいところでございますが、本市の該当者について点検しましたところ、生活保護基準の引き下げで生活保護が打ち切りになったとしても、当該年度において新たに保育料が発生するようなことはございません。翌年度以降においても影響が出ないということが推測されますので、現時点での対応は考えておりません。

終わります。

No.184 ○議長(伊藤 清議員)

残り時間3分になります。

津田教育部長。

No.185 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部から、生活保護基準の引き下げについてお話しいたします。

今回、8月1日の生活保護基準の見直しによる影響は、準要保護の認定において、生活保護基準を引用しておりますので、就学援助制度の趣旨を十分理解して検討していきたいと考えております。

具体的には、現在の準要保護者の認定において、生活保護基準の1.2倍という市の独自の基準を採用して決定しておりますが、この基準の見直しを検討してまいります。

以上です。

No.186 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.187 ○12番(山盛左千江議員)

生活保護基準、すなわち生活扶助が削減されるのは8月からですが、いつきに全部じやなくて、3年間にわたって行われていくわけですが、生活保護基準が下がったことによって、その理由の1つがねじれ、もう一つはデフレだというふうに言われています。

今、デフレは、逆にインフレにシフトしようとしていますので、果たして国の政策が正しいのかということについての議論は、これから巻き起こるだろうというふうには想定をしておりますが、まずもって豊明市の責任でできる部分としては、基準が下がることによって、それに伴い非課税の限度額も変わるのではないかと。

そのことによって、個人市民税が減免されている人のいろいろなサービスの影響が受けられなくなったりだとか、ほかの制度に影響が出てくるのではないかとということに心配したわけですが、これは先ほど答弁されたとおり、25年度に即起こるわけではなく、今後の所得の申告後ということになってまいります。どうやらその影響があるということは、ネットを調べたところ、たくさんところで書かれておりますので、国が手を打たなければ、市長は低所得者への生活困窮者への手当てをするんだというふうに言っているわけですから、これを放置するということはないでしょうねということを確認したいと思っております。

No.188 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部長。

No.189 ○健康福祉部長(原田一也君)

確かに、例えば生活保護の方が生活保護が廃止になりますと、医療やなんかは国民健

康保険に入るわけですね。そうしますと、今まで医療費が無料だったものが、今度は国民健康保険のほうでお金を払っていただくと。それで病院にかかれば、当然医療費がかかります。そういった影響が出てまいりますし、介護保険でも先ほど申しましたように、本人で保険料の支払いが発生してくるというような問題もあります。

ですが本来、生活保護の今回の改正は、いわゆる適正な生活保護の見直しということの側面も持っております、そういったことを総合的に考えて、今後、そういった低所得者の方への対応を考えていきたいと思っております。

終わります。

No.190 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.191 ○12番(山盛左千江議員)

先ほど、就学援助のことについても、ご答弁いただきました。

(終了ベル)

No.192 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、12番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時休憩

午後2時10分再開

No.193 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番 月岡修一議員、登壇にて質問願います。

No.194 ○17番(月岡修一議員)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

2年目に入った石川市長に友人として、3年目ですか、失礼しました。市長、ごめんなさい。

3年目に入った石川市長に友人として、さらには一市民として、残りの2年間で健全な市政運営が行われることを願い、市長の政治姿勢について質問をさせていただきます。

最初に、この私の一般質問を見ていただける全国の方々に申し上げておきますが、私も豊明市議会市政会は、議員としての誇りを忘れず、真摯にひたすら市政発展を願い、日

夜努力をいたしております。

しかし、市長の後援会だよりを見ますと、我々豊明市議会市政会をまるで無策、無能の集団のごとくに書きなぐり、「暴走している」と市民を間違った方向へ錯覚をさせるような文章を書きつづり、市内全域に平然と配布をしているのが、市長の後援会の真の姿であります。

これでは市長を擁護するどころか、絶えず石川市長の足を引っ張りながら、市長をイバラの道に誘い込んでいるとしか思えません。まことに石川市長が気の毒でなりません。

そこで、どのような内容が書かれているのか、その一部をご紹介しますと思います。

石川英明後援会だよりNo.19号には、このようなことが書かれています。

文章の中ほどになりますが、「ことし下期に着工予定の市道桜ヶ丘沓掛線の計画決定にしても、地元大脇・内山地区住民とのたび重なる協議により、二転三転しつつも着工までこぎ着けました。これらの重要案件についても、タウンミーティング等で情報を開示し、市民との協議、決定、実施されていくでしょう。

一方、変わらないのは議会です。議席の過半数を占める市政会の暴走がとまりません。市長と市政改革の会をターゲットに執拗かつ卑劣きわまりない攻撃には、言論の府を担うべく議員の品格のかけらもありません。そこには自分たちは市民から選ばれた代弁者であるという認識も見受けられません。市民置き去りで、己の保身に走る惨めな姿があるのみです。」と、このような幼い文章がつづられています。

このような文章を市民に発信しているのが、市長の後援会の実態です。

そのほかにも余りにも情けないような文章が続いていますが、これ以上、紹介はいたしません。

市長は、このような下品な内容の後援会だよりを読んで、恥ずかしいという気持ちになりませんか。よくぞ、このような内容の後援会だよりを、平然と世の中に出すことを許されたものであると驚きを隠せません。

後援会だよりの内容について一部、反論させていただきます。

市道桜ヶ丘沓掛線は、ことし秋ごろに着工が決まっていますが、名古屋岡崎線の道路用地の工事に必要とする土を運ぶために着手をします。

また、用地買収が全ては終わっていませんので、最終的には平成28年度に完成予定と聞いております。

市長が1人で決定、判断をしたのではなく、長い間、地元からの要望や地元の議員さんを含め、多数の議員や市民の要望でやっと実現の運びとなったのであります。この辺を誤解なきように配慮して書いていただきたいと思います。

この計画道の延伸は、私の選挙の公約でもありますので、特にお願いを申し上げます。

さらには、タウンミーティングを実施したことが、さも石川市長であるから実施できたように受け取れる内容に書いてありますが、豊明市では過去においても、重要な事業におい

では何度も地元との協議会は開催されています。呼び名は変わっていますが、タウンミーティングは今に始まったことではありません。

そして、「議会の過半数を占める市政会の暴走がとまりません」と書かれていますが、我々は何をどのように暴走しているというのか、とても理解に苦しみます。

さらには、後援会だよりの傍聴席からのコーナーでは、やらせ的文章が続きます。

その中でも、水道企業団における水道料金の値下げに関する行き過ぎた発言を擁護する文章には、驚きを隠せません。

なぜかといえば、市長の行き過ぎた発言で、当時の水道企業団の企業長である日進市長や、その他の企業体である市長や町長に多大なご迷惑をおかけいたしました。

企業団議会の議長は、来庁してまで抗議文を当時の議長に届けました。企業長である日進市長も、抗議のために来庁したと聞いています。

石川市長の軽過ぎる発言は、議会制民主主義を根底から揺るがすような大きな失態であったわけです。

その結果、石川市長は、「水道料金の値下げに関する一連の発言は、まことに遺憾である」と、企業団議会において謝罪をしています。

この19号の石川英明後援会だよりに、その謝罪文が意識的に小さな文字を用いて掲載されていますが、その謝罪文が市民の関心となることをおそれたように、意図的に市民の声として「水道料金が下がるってうれしい。だけど、そのことを石川市長が広報に書いたら、秘密漏えいだって他市町の議員さんからつるし上げを食っているそうね。おかしいんじゃないの」と書かれています。このような作り話とも受け取れる文章を書く人たちの常識を疑いたいですね。

それについて、百条委員会に対する間違った見識、そして圧巻は、我々が市長の提案する議案を潰したという記事です。

「保育料値下げや職員の地域担当制が、最大会派のクレームで見送りになったと聞きました」と書かれていますが、この書かれた方は、誰からそのような話を聞かれたのか、非常に興味があります。

いずれにしても、当選直後から市長並びに市長サイドは、敵は議会であると鼻息の荒い様相で、23年6月議会に挑んできました。そのような市長の政治姿勢が続けば、当然ながら議員の反発を招くことにつながることは、明白の理ではないでしょうか。

好き勝手なことを書かれ、さんざん批判されて、我々の会派が誰も何も反論しない市政会議員であったなら、そのほうが不自然であり、「腑抜けな議員」と言われても仕方がないかもしれません。

さまざまな形での反応や市長批判へとつながっても、仕方がないような環境をつくったのは、石川市長ご自身ではないですか。

日ごろ懸命に頑張ろうともがいている市長の後ろ姿を見ていると、言葉では表現できないくらいむなしく感じています。

市長は、市民のための政策的な部分で苦勞しているのではなく、わかりやすくいえば、みずからの軽率な発言や、みずからの落ち度による不手際でもたらされた厳しい道のりを、懸命に歩んできたような気がしています。

その苦勞を引きずって、もがいている市長の後ろ姿から、さらに追い打ちをかけるように、後援会発行の自己満足的な内容の記事が、市長を厳しい環境へと導く結果になっていることに気づいていない市長や後援会の人たちが、私には悲しく映ります。

恐らくは、これ以上、市長を支え切れないと判断をしている後援会の人々の焦りのような雰囲気、後援会の中で充満しているのではないかと推測せざるを得ません。

私は、この場をおかりして、市長の後援会だよりの品位のなさを、多くの市民が嘆き悲しんでいることを、お伝えしておきます。

では、なぜこのような議会と市長の対立構造が生まれたのか、当時の市長選の選挙のあり方と過ぎ去った2年間を含めて、振り返りながら質問に結びつけたいと思います。

2年数カ月前の選挙を振り返ったときに、市長の後援会の選挙戦術はずばらしく、当時の世相を捉えた的確な選挙戦術を展開していると感じていました。

名古屋市長の絶大な人気や選挙戦術を手本にしたような部分も随所に見られますが、とにかく浮動票を大量に獲得して、見事に石川英明氏を市長に当選させた、当時の後援会の人々の手腕には感心をいたしております。

特に目を引くのは、議員の資質が悪いから、今まで豊明市は発展できなかったごとの理論を表面に打ち出して、さらには、石川英明氏が市長になったら、議員定数を15名に削減すると公約をして市民の関心をあおり、続けて、このような議会を改革できるのは石川英明しかいないと断言して、選挙戦略における議会は敵であるとの図式をつくり上げることに成功しました。さらには、たくさんのマニフェストを掲げて、世相の心理をとりこにしました。これらの選挙戦術は実に見事なものでした。

真実を知らない市民の心を踊るように引き寄せる戦略は功を奏し、当選の榮譽に浸れるだけの十分な理論構成でした。今、振り返ってみても、見事だったと感心をいたしております。

しかし市長、ここで冷静に考えていただきたいことは、市長候補である石川英明氏が人間的にもすぐれていて、行政運営を安心して任せられるので当選を果たしたのではなく、市長としての能力を十分に秘めていると判断されて当選を果たしたのでもなく、世相の流れにうまく乗ることができたという結果であったと思っております。

先ほども申し上げましたが、名古屋市長の影響を受けたことと非常にたけた選挙戦術、それ以外にも石川英明とほかの2人の候補者を比較したときに、ほかの候補者よりも少し若いということや、ポスターを見たときに、ほかの候補者よりも写真写りがよかったということや、釈然とはしないけれども、何か期待を持たせる雰囲気を醸し出していることは、確かであります。

つまり、あなたの実力が豊明市民に広く認められて当選を果たしたのではないということ

を、今、謙虚に受けとめていただきたいと思います。

その証拠に現在では、あなたのことを口に出すことをためらう人が、断然多いということをお伝えしておきます。

そこで、お尋ねをいたします。

さまざまな葛藤や気苦労の中で、あなたは本当に市長として市民のために全力を尽くしているという自覚はありますか、お答えください。

私は友人としてあなたに、市長として残りの2年間で、市民の記憶にとどまる市長であったと言われるような行政にさせていただきたいと願望しております。

そのためには、そろそろ後援会から受けられると思われるさまざまな影響力を、極力少なくする必要があるのでないかと考えています。

選挙でお世話になった後援会の方々の意見を遮ることはできないでしょうが、やはり政治家として、市長として、行政運営の中核で生きている職員の意見を大所高所から受けとめることから、市長としての適切な判断が生まれるのではないのでしょうか。

幸いにも、小浮副市長という類いまれな秀才を副市長に迎え入れることができました。小浮副市長が誕生していなかったら、今ごろ石川市長はどのような立場にいたのか、皆目見当が付きません。

副市長として、いまだ一言では言いあらわせないほど大きな存在になっております。小浮副市長を選任したあなたの感性が、結果的にあなた自身を助けるという奇跡を生んでいるといっても、過言ではないと思っております。

すなわち、市長としてのあなたの最大の業績は、小浮副市長を採用したことに尽きるかもしれません。本当にラッキーでした。これから市長としての責務を適切に果たす気持ちがあるならば、小浮副市長や幹部職員の意見を真摯に受けとめながら、政治判断をしていかなければならない時期に来ていると感じております。

その過程において、市長としての考えや、マニフェストの実施に向けた意見を織りまぜていくことが肝要です。

そこで、お尋ねをいたします。

市長として、今までのような必要以上の気苦労から脱却するためのさまざまな努力が必要であると考えていますが、市長としてどのようなお気持ちか、お聞かせください。

続けて、お尋ねをいたします。

これからの市長の残りの2年間は、市長の感性を豊かにして、寛容と寛大な心を活用しながら、豊明市の発展のために最良の政治判断をしていただきたいと思います。願っていますが、市長はどのようなお気持ちでいらっしゃいますか。

これからも後援会が築き上げた議会との対立構造を引きずりながら、市政運営をされるおつもりなのか、人間関係を適切に維持した上での対話や会話ができる雰囲気をつくり出せるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

私ども市政会は、豊明市のまちづくりに大いに関心を持ちながら、現在、役割担当を決

めて将来に向けた提案を具申できるように努力をさせていただいております。

しかし、最近仄聞するには、前後駅に関する提案をしたくても、庁舎内の部課長さんは産業振興課長を通して話をしてほしいと言われているようです。

ここで、質問をさせていただきます。

産業振興課長に提案を集約している、その理由はなぜですか。

さらに、なぜ市長は、さまざまな場面において市民参画を唱えながら、まちづくりに関しては市民参画を求めているのか、その理由についてお聞かせください。

私の知る限りにおいては、大変優秀な市民の方がおみえになります。そういった大勢の方々の貴重なご意見をいただく機会もつくっていくべきではないかと、このように考えております。

豊明市のような小さな自治体でも、政令都市のような大規模な自治体でも、二元代表制による市長と議会の役割における相違はないと思っております。

市長も議会も法律で定められた立場を駆使して、お互いにそれぞれの役割を適切に務め上げることこそ、市政発展の源であります。

市長は当選された23年6月議会から、議会の役割を無視したように勝手に走り始めてしまいました。市長の提案した議案は議会において十分に吟味されるのは当然の責務です。中には時間を要させられない提案もあります。石川市長には、市長が提案した議案になぜ賛成できないかとの思いがあるかもしれませんが、その部分が市長は理解ができていなかったような気がしております。

ある書物には、市長の役割とは議案を通すことであると書かれていました。市長というのは、議案を通してこそ評価をされるのであるとも書かれていました。

石川市長は、この書物に書かれている内容をどのように受けとめて、ご自身で処理されていくのかを明らかにしながら、行政運営に当たらなければ、これからの2年間も市長対議会の対立をあおるような後援会発行の記事にさらされ続け、いたずらに批判をされ続けたまま、今期を終わらなければならないような事態を招いてしまいます。

ここで、質問です。

市長は議案は通って当たり前というような感覚を捨てて、議会との協調性や相互理解を構築する考えはありませんか、お答えください。

市長として実現したいマニフェストの案件を、議会側とも十分に話し合える関係をつくり上げるのも、市長としての手腕の1つであると私は考えています。

しかし、果たして市長の今、心の中に渦巻く考えはどのようになっているのでしょうか、市長の考えを求めたいと思います。

石川市長には、これからの2年間を燃え尽きていただきたいと思います。それから先を考えていただく必要はありません。ご自愛をいただき、ともに市政発展のために議論を尽くしていきたいと思っております。

最後に、この3日間を通じて感じたことを発言させていただきます。

一昨日の藤江真理子議員の質問の中で、市民税 10%減税に関する市民アンケートの結果を踏まえた質問がありました。当局の答弁を聞いて、私は実施するにはハードルが高過ぎる、現在の豊明市の現状の財政状況では、市長の考えている市民税 10%減税の実施は非常に難しい、そのような判断をしています。

しかし、もしも無理に実施しようとするれば、今まで実施してきた幾つかの事業を削らなければ、とても 10%減税の実施は難しいのではないかと感じています。

選挙公約を実現せんがために、今まで実施してきた事業を切り捨てるような事態が生じれば、市長みずから新たな問題を提起して、気苦労が絶えない事態を招くとともに、市長の後援会の皆さんには、議会を批判する格好の記事を提供することになりかねません。そのようなことは避けていただきたいと思います。

何度も申し上げましたように、友人の1人として進言させていただきます。どのような議案を提出されるに至っても、副市長を初めとした幹部職員の意見、さらには議会の意見も十二分に聞いていただいて、総括的に判断されることをお願いいたしまして、私の壇上での質問を終わらせていただきます。

No.195 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.196 ○市長(石川英明君)

今、月岡議員がですね、まあ友人という言葉をいただきました。私は2期8年議員をやって、1期4年間、月岡議員、堀田議員、また今、議長の伊藤議員と同じ会派で議員活動をやってきたという意味では、私の中にも、心の中には、そうしたときの人間関係や思い出や、そうしたものがあります。

ですから今、指摘をされたいろんなことを、一度やはり精査はしていきたいというふうに思っています。

ただ、まあ少し触れておきますが、私は、基本的なバランスはです、私の生きる信念というのがあります。そこから私の言動、行動は全て出てきます。ですから、どこかに偏るとか、そうしたことは努めて控えていきたい。

やはり行政の市長として、公平、平等、公正、こうした視点から、また住民の福祉に寄与するという視点から、私自身がどう立ち回っていくかということ、いつも私自身は整理をしています。

後援会への厳しい指摘をいただきましたけど、後援会も私を支援していただける、やはり市民の1つであろうというふうに思っています。

職員は、ここについては、もうまさにです、先ほど副市長のことをお褒めをいただきましたし、私自身もこの1年、2年と、1年目のときに議会でも申し上げたかもわかりませんね。幹

部の皆さんに支えていただけたという実感がありました。

2年目に入って、やはり今は課長、そして一人ひとりの係長も少しずつです、皆さんのやはり提案をいただいたり、そうしたことによって支えられて、このことが私自身のエネルギーになっています。

それから議会についても、確かに「市政会に対して」というような言葉はよくいただくんですが、私自身は職員の皆さんには、どの議員が言ってきても、正しいことについてはきちっと受けとめましょうと、だめなことはだめですという話をしております。

ですから基本的には、どの人に対しても、また議員に対しても同じように、公平に、平等に対応していきたいというふうに思っております。

ただ、今ご指摘をいただいた部分では、反省すべき点があるのか、一度は精査をしてみたいというふうに思っています。

それからもう一つ、前段になりますが、今、藤江議員の市民税 10%のことにも触れました。私はですね、あのときに客観的に、自分自身が市会議員のときに、あの8年間というのは、私にとってはやっぱり自分の人生観をつくるのに物すごい貴重な時間でした。

私自身は住民運動や市民運動の中で、議員の役割というのも鍛えられたし、そのときに私自身が率直に感じたことは、北部の地域というのは非常に古い人が多い、閉鎖的でと言いますよね。

だけど、僕はあのときに住民運動や市民運動で何を学んだかということ、人は信じられるということです。きちっとした話をすれば、皆さんはきちっと立ち上がるし、正しい判断をするということ、私自身は本当にそのときに痛感をしました。

今回の藤江議員のアンケートを聞いても、非常に市民のレベルというのは、すばらしいなということを感じたわけです。

ですから、私自身はです、いつもいろんな市民の皆さんにもきちっと耳を傾けていくという姿勢は、これは昔から変わっていないというふうに思っています。

ただ、少し頑固なところがあったり、わがままなところがありますので、一足飛びにはすっと受け入れないところがあって、職員や議員の皆さんにも迷惑をかけているところはあるかなと。だから、そうしたところは反省をしながらいきたいなというふうに思っております。

それぞれ、今ご質問をいただきました。少し適切にお答えができるかはわかりませんが、月岡議員の質問はどういう視点で来るかを、この場でいつも判断をさせていただいております。

ですから、適切なお答えができるかは、少し外れた部分があれば、また再度、質問をいただくとことで、少し書きとめた中でお話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、自分自身が全力を尽くしているかということです。これは私の性分からいっても、全力投球ですね、いつも。ですから、まず私自身は 45 のマニフェストを提案してきました。

ですから、この点に関しましても、この 24 年度末で完了、着手ということでは 71%、約 32

項目ですね。で、25年度につきましては6項目プラスになります。ですから、これが実施できると、着手を含めて、完了も、84%に上がっていくということになります。

ただし私は、このマニフェストが全てこれからの豊明のために適合しているかという、まだまだ不十分だというふうに思っています。

ですから、この任期の中でも、やはり的確に捉える市民づくりということで、新しい公共ということも提案をしまして、40周年のテーマの中で、豊明のポテンシャルを生かしたまちづくりをするということを考えてきました。

ですから、さらに変革をしながら、やはり私自身の限られたこの4年間を全力投球でいくというのは、当たり前のことだろうというふうに思っております。

そのための非常に皆さんも気苦労があるということがありますが、ただ、このことはですね、私自身、市民運動をやっていたときも一緒ですね。それから自分の生活に入っても一緒です。

私の生き方というのは、基本的には前に物事を動かすというのが基本姿勢です。もう少し言い方を変えれば、私のマニフェストにもあるように、私の最大のテーマですね、豊明を変えるということです。

これはやはり変革をする、改革をするということは、非常にそれは物すごいエネルギーが要ることです。そのための新しい時代を築くことは、新しい提案をすれば、当然波風も立つだろうというふうには思っています。

そのことをどう收拾して、新しい時代に適合したシステムや制度をつくっていくことが、市長として課せられた使命であれば、必然的にそうした気苦労というのは、先ほどはそういう視点ではなくてということをおみえではありますが、でも、そうした視点の根底には、私自身のやはり価値観や人生観というのがあります。

そこから見て、公平、平等、そうした視点で位置づけてきたということでもありますので、この気苦労については多分、人生一生涯、続いていく私の生き方ではないかなと、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただ、少しフォローしておきますが、ただ単に敵対視をするためにというふうには思いません。これは最後の5番目にも触れていきたいと、後で思えます。

それから、先ほども言ったように、広い見識と感性といういろんなご質問を今いただいたわけですが、私もまだまだ、そうした点では人生勉強がだめなのかなというふうには思っています。

ただ、私は政治家を志した、今回の選挙もそうですね、私自身がいつも位置づけていることは、自己変革と社会改革ということですね。やはり、こうした制度や住民の福祉のための新たな制度をつくっていく。その今、月岡議員が言われるような感性とか人生観だとか哲学とか思想というものです。その根底には自己の成長なくして、そうしたことはあり得ないというふうに思っています。

ですから、今回の選挙のときにも、仲間やいろんな人には、自分自身の成長を、まあこう

した政治家の場から少し離れておって、最近の自分の生き方、生きざまというのを少し反省をしました。もう一度、時代の中で自分の生き方を見詰めるために、私は選挙に立ち上がったということでもあります。

ですから、その感性については、さらに磨きをかけながら、ただ、まだ心が狭いという部分があれば、これはもっといろんな、寛大な皆さんを受けとめるような人格者にはなりたいというふうに思っております。

そんな意味では、ご指摘をいただければありがたいかなというふうに思います。

それから、もう一つが市民参加ということですね。

私は、先ほどもちょっと触れました。きょうの各部長からも本議会の中でもお答えいただいたように、これは二代表制とも非常に絡みます。いかに市長としては市民の皆さんから意見を聞く、これは5番目になりますが、私は皆さんが、まあ私も含めて当選証書を受けられたときに発言した言葉は、今でも覚えております。

二代表制というものを、この豊明の中ではやはりびしっとしたものとして、確立をしたいという発言をしております。

それはなぜかといえば、市長としては市民に選ばれた以上、説明責任というのがあります。ですから、私自身は予算過程の公開からあらゆる政策を、事前にできる限り提示をして、開示をして、市民の意見を聞く中で政策立案をしたいということです。

先ほどの市民税 10%ということも、今後はそういった手順を踏むことになろうと思うし、今までの私のマニフェストもできる限り、市民の意見を聞いたり、父兄の意見を聞いて、給食費のことは変えてきたり、もちろんこれは、職員の皆さんや議員の皆さんの意見も聞いて、変革をするということは十分にあり得るということです。

それともう一つは、議会の皆さんにもお願いしたいことは、議会基本条例をつくっていただきました。議員の皆さんも自分たちの活動を市民の皆さんにきちっと報告をいただいて、それと同時に議員の立場から市民の皆さんに意見を聞いていただいて、それぞれの立ち位置で、ここの議会の中、また委員会、またその他のいろんなところで、やはり議論をしていくということが必要ではないかなというふうに思っております。

後は、市民のやはり意見をどう聞くかということが、まだ本当に窓口に立ったところかなというふうに思っています。

今まででも、確かにいろんなところで意見を聞いてきたということがあります。ただ、私自身も議員のときに、地域説明会や、いろんな形でおっているのを見ています。

しかし今、まだまだ課題や、やはり整理をしなければならぬことが幾つかあるということが見えてきています。

ですから、やはりそうしたことも踏まえていって、最終的には本議会でも述べさせていただきましたが、地域主権ということは何かというと、我々は確かに議会で、議員の皆さんは負託を受けて、代表権を持ってここで議論をするんですが、今、議員とやはり市民、それから行政、市長と市民の中の隔たりが少しずつできつつある。

それは、今回の千鶴議員が言われたように、若い人が徐々に行政への関心や選挙にも遠ざかっていく現状がある限りは、このことをきちっと受けとめる行政にしないと、最終的な自治体の力は私は総合力だというふうに思っています。

それは市民の皆さんのみずから自治に当たる意識が確立して、各分野で独自に主体的に創造的に、商店や工業や文化やあらゆる分野で立ち上がってきたときに、初めて大きな力になるし、このことが今、行政には大きく求められている視点であろうというふうに思っています。

ですから、このことができる手法を副市長の公募から事業仕分けや、またひまわりバスや、さらには桜ヶ丘沓掛線、今後の方向性としては各政策をできる限り公開をしていきたい。

ですから、今回の村山議員が言われました大久伝区の問題なんかも、行政の職員がおりていって、床上浸水、東海豪雨の問題を解決するには、行政が今考えられる全ての情報を提示をして、その中で住民の声を聞いて、どういうふうに立案するかということも含めて考えていただけるような、やはり行政の資質にもっていきたいというふうに思っております。

ですから、今後はさらに市民参加ということの度合いを、各政策ごとにできる限り公開もし、また職員が足を運んでいきながら、住民の皆さんの声を聞きながら、立案、作成をして進んでいくことができるというふうに思っております。

少し月岡議員の質問に対して的確でない部分があれば、再度、ご質問いただきましたら、お答えをしたいと思います。

以上であります。

No.197 ○議長(伊藤 清議員)

答弁は終わりました。

月岡修一議員。

No.198 ○17番(月岡修一議員)

丁寧な答弁をいただきました。

市長さんに対して大変失礼かもしれませんが、何かが変わりつつあるんだなと、市長さんの何か。今、この場で、言葉で表現できませんが、それは多分、市長さんのように、20名の議員も哲学を持って、市民のために、市政発展のためにという、そういった意気込みでいらっしゃると思います。

我々が厳しく接してきたことが、ひょっとしたら市長さんを大きく変える源になったのかなと、そんな気がしないでもないんです。

私が一番懸念しますのは、二代表制の中でお互いに、市長がマニフェストを重視する、そういったことから、ご自分の案件を何としても議会を通したい、そういった場合の手法

とかやり方とか、説明の仕方とか、やはり時代がどれだけ変遷を積み重ねても、この行政が長い歴史を積み重ねても、やり方というのはさほど大きく変わらないと思うんです。

人と人の関係ですので、懇切丁寧に説明をしながら理解を得る。そういったコンセンサスが必要だと思うんです。それが当初から感じられなかった。それを、ご指摘を申し上げたわけです。

しかし、その部分が徐々に解決を見ているのかなという気がしております。

まあ市長の変わり方は、これからどのようにこの行政の中で、市の職員の中に浸透していくのか、期待をして見守っていきますが、これ以上、深くはその部分に入りませんが、この一般質問の中できちっと答弁をしていただきたいのは、我々は、壇上で申し上げましたように市政会として、豊明市の発展のためにやはりまちづくりに関与していきたいと、そういう思いがあって、それぞれの意見を集約しつつあります。とりあえず、前後駅を何とかしたいなという強い希望があります。

市長が当選して間もないころに、私は前後駅の発展についてご相談をしたことがあります。市長も非常に当初はですね、最初は居酒屋的なものから始めたらどうですかというような提案をしました。市長さんも、決して悪い提案でなくて、おもしろいというような気持ちでいらっしやっただと思います。

しかし、いろいろな議員さんから仄聞しますと、例えばある部長さん、ある課長さんに、そういった関係する部署に話を持っていくと、現在では産業振興課長に一本化してあるので、そこへ話を持っていくようにと言われてしまうと、こういったやり方というのはおかしいと思いませんか。

なぜ、そのようなことをする必要があるので、それぞれの部署でやっぱり責任ある立場にいるならば、真摯に受けとめて、それを市長のいる場所でこういう提案があったけども、どうなのかという、議員からの提案として話し合う場所も設けてもいいと思うんです。

本気で我々は、前後駅があのままでもいいとは思っていません。いろんな人から、夜遅くなくても休むところもない、休憩する場所もない。この夏に少し寄り道をしていきたいと思っても、豊明でビールすら飲むところがない。知立に行きましょう、刈谷に行きましょう、堀田に行きましょう、金山に行きましょう、こういう話をたくさん聞いております。

やはりまちづくりというのは、人を集約することから始まるんじゃないかなと思うんです。そのための手法として、我々はあの駅を最大限活用できませんかという提案をしているわけです。しかし、そのことに対する答えがないわけですね。もうずっと前から言っています。

環境的には「花の街・豊明」と言いながら、はっきり申し上げたら草ぼうぼうのときもありました。

ただ当時、あの場所が、空間を何も活用しないために、当時の職員さんがあれだけの図面を引いたわけじゃないと思うんですよ。

やっぱり何かに活用して、豊明市民のために大きな将来、活用方法が生まれるだろうと

いう期待を持っていたと思うんですね。

そういったことを踏まえて提案している我々の意見を、「産業振興課長に言いなさい」という、もし、そういう言葉だったら、私はとんでもない間違いだと思うんですね。そう思いませんか。まず、これが1つです。

じゃ、さきに答弁いただきます。

No.199 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.200 ○市長(石川英明君)

1つ、確認をさせていただきたいんですが、私がそういうことを言ったということですか。

(違いますの声あり)

No.201 ○市長(石川英明君)

あっ、そういう話が月岡議員の耳に入った…。

(市の職員のほうから、そういう話があったということを聞いておりますの声あり)

No.202 ○市長(石川英明君)

そういうことですか。

非常に考えにくいんですが、そのことについては一度、整理をさせていただきます。

私も全てのことは皆さんから聞きますけど、最終的には担当の課長、係長ですね、そこが立案をして、やはり練り上げていただくというのが、組織の基本だろうというふうに思っていますのでね。

ただ、前後駅のことや市政会の問題という形を結構言われるんで、私自身は決して、まちづくりの提案については、どなたからのことも受けとめている基本線でおります。

まあ具体的に言えば、副議長の毛受議員が言ってみえた軽トラ市は、やはり12月の9日に文化会館のところで、さらに屋台村ということですね、さらに加えて軽トラ市。

で、あれは何かというと、今後の観光産業をどう組み立てるかの私自身もテストなんですね、あれは。試作ですよ。

あそこで、やはり観光スポットになることができれば、そのことを皆さんがいろんな視点から見ていただいて、さらに発展をさせるということになるわけです。その中に当然、前後駅がこのままでいいなんていうことは、僕は全然思っていません。

ですから、私の知り合いにちょっと構想を練っていただいたり、また今、わくわくひまわりプロジェクトの彼らも、あの前後駅を若者が集まる拠点としたり、あのまちの形態を今ある

中で、既存の中でどうやはり変革をして、皆さんから「ああ、すてきな駅だな」ということが言えるように、このことは経済建設のほうも、やはり私自身もです、商工会の花いっぱいのもちづくりの関係で名誉会長に座りました。

ですから、そうした視点からいったときに、まち全体を、花でどういうふうにもちづくりができるかということも、一度検討していくという話があります。その中に当然、前後駅も入ってくるだろうし、ただ花だけではだめですね。

だから、そうしたことを皆さんから提言をいただいて、その中で行政もマネジメントをする立場がありますので、やはり基本的な考え方を早い時期には出したいとは思いますが、一気にはなかなかいきませんので、しばらく時間がいただければ、そうしたことを取り上げていきたいというふうには思っております。

以上であります。

No.203 ○議長(伊藤 清議員)

月岡修一議員。

No.204 ○17番(月岡修一議員)

市長の今の答弁を聞いて安心しましたが、我々が仮にですよ、夏場のいつときにどのくらいの集客があるのか試す必要があると、市長の考えと一緒にですよ。

そういったことから、まず出発しなければ、いきなり建物を設置するとかということは、やはり危険性があるし、経営者がいないかもしれない。そういった問題を1つクリアするためには、一番人々が安易に寄りやすい生ビールかなど、例えばですよ、決して冗談ではないんですけど、そういった手法も必要かなど。

また、花を売ってもいいし、子どもさんを集めるような、そういったものを売ってもいいし、いろいろアイデアがあると思うんです。

しかし、まず何かをして、どのぐらいの人々が、どのぐらいの年齢層がその場所に集まるか、そういった基本的な部分をやっぱり確認してから、あの場所をこういうものにしたらどうかという提案をしようと思っていたわけです。

恐らく、その部課長さんたちは、我々市政会が、その居酒屋的な一杯飲み屋をつくってしまおうのかという危惧を持っていたかもしれませんが、そんな安っぽい安易な気持ちじゃないんです、考えじゃないんです。

一つひとつ、やはり階段を上り詰めていって、提案をしていきたいなという、そういった初歩の段階の話をわかりやすく説明をさせていただいただけなんです。

ですから、それを窓口として拒否されたら、我々としても、それを受けとめていただく機関としてなかったら、やはり何らかの形で声を大にしてやらなきゃいけない。

しかし、今の市長の発言で、そういった考えはないということでしたら、やはり新たに提案をさせていただきたいし、ほかの方々の、市長の周りの方々が提案する案と、我々が素朴

ながらも、とりあえずこういうことから始めたらどうですかという提案と、内容がマッチしなくても僕はいいと思うんですよ。それはそれじゃないですか。いろんな人のアイデアを寄せることが一番大事です。

ですから、前にも市長に申し上げましたけども、実は豊明市内には、かなり大手の企業に勤めてみえるまちづくりの専門家がいるんです。その方が、この駅はこれではもったいないと、私にも協力させてくださいと私のところに言ってきているわけです。そういった強力な援護があるために、何とかしたいなということの思いが強いです。

まあこれは、答弁は結構です。

それからもう一つ、やはり最後に議会との関係についてお尋ねさせていただきました。

二代表制の中で、市長は市長の立場でマニフェストの実施に向けて、どうしても強力に推し進めたい、そういった事業がおありになると思います。

しかし、我々も長い歴史の中で培った、この豊明市役所という歴史の中で、今すぐに変えられることと、市長さんが考えているように変えていいことと変えられないことと、自分の中ではお互いに判断しているわけです。

その辺のギャップが、どうしてもおありになるということがあるということは、承知をしていただきたいと思うんですね。

市民税 10%減税が絶対いけないとは思っていません。我々のような厳しい生活環境でいきますと、10%も減税してくれるなら、すごい助かります、はっきり申し上げて。

しかし、その喜びの反面、どっかでその大きな財産を補?していかなくちゃいけない。それが今の豊明市の財政状況の中で安易にできるかどうか。

そして、藤江議員への答弁の中にありましたけれども、なかなか国との関係におけるハードルが高過ぎる。この減税 10%を実施することによって、いろんな障害が発生する可能性もあると、そういったことも勘案しますと、なかなか議会として市長の提案をわかりましたと、二つ返事で受けるわけにはいかないということなんです。

ですから、壇上でも申し上げましたが、十分に我々が議案を吟味するのも我々の責務でありますし、その内容的には時間を要してしまうこともあります。

そういったお互いの立場を尊重した上で、1つの議案を形にあらわしていくのが、議会制民主主義の基本だと思うんですね。

その辺のあり方が、市長さんの考えと我々の考えの隔たりが大き過ぎたと思うんですよ。

ですから、市長さんに歩み寄ってくれとは言いません。決して、へつらって歩み寄ってと、そうじゃないでしょう。正々堂々と議案として説明をされたらどうですかと、説明していただいて、その内容について本当にこれが将来、市民のためになるという判断ができれば、恐らく大勢の議員が、まあ厳しい意見もあるでしょうけども、賛同する、そういう時期もあるかもしれません。

そういった過程が、この2年間になかったということです、私が申し上げたいのは。

どうしても後援会の皆様が、壇上でも申し上げましたように、最初から議会对市長という敵対構造をつくって当選した。当選を果たしたんですから、そのポーズはもうやめなきゃいけない、でしょう。

当選を果たすまでは、それでいいですよ。議会が敵なんだと、この議会を改革するために石川市長が市長にならなきゃいけないと、それは立派ですよ、いいんです。その結果、当選を果たしたんですから、その理論は一度ですね、捨てていただかなきゃいけない。

そうしなければ、うまくいきませんよと申し上げたいのが、きょうの私の質問内容なんです。

ここに、やはり寛大な心、寛容な心、そういった心も必要ですよと、そういうふう質問をつなぎ合わせているわけですけども、いかがですか。

No.205 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.206 ○市長(石川英明君)

まあこの2年間を振り返って、先ほど月岡議員が言われましたよね、議員の皆さんの厳しいご指摘やご意見をいただきました。

振り返ってみますと、先ほどもマニフェストの着手の状況とか話をしましたよね。客観的にこう見て、職員の皆さんは本当に鍛えられて、私自身も百条委員会にしても、非常に勉強することの機会になったり、いろんな意味でいくと、非常に勉強を積まさせていただいたというのは、本当にありがたかったなというふうに思うし、そういうところは、私のしがらみやなれ合いやということがあります。

ですから、ここの部分はやはりきちっと堅持をしたいということですね。今言われたように、やはりこの場でけんけんがくがくに皆さんと議論をして、ご理解をいただければ、議案として受けとめていただくということになるわけで、この姿勢は普遍的に守るべきことではないかなというふうに思っています。

ただ、お互い人であります。人としての挨拶から始まり、礼節を重んじるという、そうしたことはきちっとやっぱり守っていきたいし、川上議員が言われました「気さくだけど、最近はね」ということで、ここを歩いていく姿も、だんだん離れて席に着くのかなということも感じますので、そうしたことがないようにしたいというふうには思いますが、ただ行政を預かる市長です。市長というのは、法的適合性とかということ、百条の中でも非常に学ばされました。

こうした視点は、私自身はどうしても堅持をしていくところがありますので、ここはもうなれ合うわけにはいきませんので、そういう部分については、厳しく皆さんと接する場が出るのかなというふうに思っております。

ただ、いろんな政策の提言や提案を、以前も堀田議員に言っていただきました、「本物に触れて、小中の生徒たちに」ということも取り入れたこともありますし、そういうことはどんどんすばらしい提言や、これからの魅力あるまちづくりになるための提言は、きちっと受けとめて、政策の中に組み入れていきたいというふうには思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

No.207 ○議長(伊藤 清議員)

月岡修一議員。

No.208 ○17番(月岡修一議員)

私も今、市長の答弁にありましたように、なれ合いをして行政運営に加担するような考えは全く持っておりません。自分たちの、壇上でも申し上げましたように、法律的な立場を尊重しながら、やはりきちっと議員としての役割を果たさなきゃいけない、そういう考えは20名の議員が多分一緒であろうと思っています。

市長さんがあえて我々に歩み寄るとか、そういったことではなくて、先ほど申し上げましたように、精神的な部分でのつながりというものを重視すれば、きょうの市長さんの答弁を聞いて、私は改めて変わったなど。恐らく、市の職員さんも市長は少しずつ変わってきていると、そういう反応を示しているかと。そういったことを議会の皆さんが判断されれば、また違ったようなつき合い方が始まると思うんですね。

決してなれ合ってくれとか、そういうことじゃない。堂々と議論は尽くしていけばいい。そういうお互いの立場ですから、そのところはやはり誤解のなきようにしていただきたいし、私は市長という立場を尊重し尊敬し、しかし議員としては是々非々、そういった自分の立場は堅持するつもりであります。

ですから、厳しいことを申し上げますが、しかしそれは豊明市民から負託を受けた立場があるという、当然ながら市長としてです、そのことをお忘れなく、どうぞこれからも市長さんが提案される議案に関しましては、まあ直前にお出しになるんじゃなくて、許される限り時間を持って提案をしていただいて、むしろ堂々とこの案件をもんでくれと、どのように議会で考えるかやってほしいと、そのぐらいの心の余裕を持って、やはりおやりになるのが一番いいのかなという気がしております。

きょうは、市長さんからさまざまな答弁をいただいて、この2年間の市長さんの大変失礼ですけれども、当初よりは大きく成長されているなど、そういう姿を見ることができてよかったと思っています。

市の職員さんも、恐らく市長のそういった姿を見て、懸命に働き、さまざまな意見を市長に集約できることにつながる。その結果、豊明市はやはり発展していくという、そういった相乗効果が生まれるかと思っています。

これから、そういった市長の発言や行動に期待をして、私の一般質問を終わらせていただきます。

No.209 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、17番 月岡修一議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は6月14日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時7分散会